Mizuho Bank, Ltd., Hong Kong Corporate Banking Division No.1 China ASEAN Research & Advisory Department

# South China - Asia Business Report



# 華南・アジアビジネスリポート

### **CONTENTS**

#### **Briefs & Editorial**

#### Topics

ASEAN シフトへと舵を切る日本企業(1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	}
13 年上期の為替市場と下期の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	)
中国における電子手形サービス・・・・・・・・・・・1	16
Regional Business	
India インドの税制 [44]	
インド法人からのロイヤルティー・技術役務提供 報酬受領時における外国法人のコンプライアンス・・・・・・・1 ~居住者証明書(TRC)の取得実務を中心に~	19
Vietnam	
ロイヤルティーに関する実務上の留意点 ··········· 2 ~日越双方の税務リスクの観点から~	23
China 解説・中国ビジネス法務 [9]	
「消費者権益保護法修正案(草案)」・・・・・・・・・・・・ 2	27
China	
「改正職業病診断および検査に関する 管理規則」に関する解説・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	29
Macro Economy	
アジア経済情報:アジア概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	34
~景気は拡大基調が続く見通し~	

#### **Briefs**

#### Topics

#### ASEAN シフトへと舵を切る日本企業(1) ~2013 年2月アジアビジネスアンケートより~

みずほ総合研究所が今年2月、日本企業約 1,300 社から回答を得たアジアビジネスアンケートの結果を3 回に分けてお伝えする。今回調査では、海外展開における最有望先として ASEAN が初めてトップになり、中 国が2位に退いた。中国国内における生産コストの上昇や成長率の低下、また日中関係の悪化などが背景 にあるとみられ、日本企業の ASEAN シフト傾向が明らかになったといえる。第1回では、日本企業のアジア ビジネスへの取り組みと傾向、また各地域における売上・調達の現状についてお伝えする。

#### 13 年上期の為替市場と下期の見通し

安倍・自民党政権と黒田・日銀によるアベノミクスにより、2013 年上期の 為替市場は大きく変動し、円安・株高が日本の景気回復を推し進めたのは 周知のとおりである。5月下旬からのドル円の反落にみられるように、市場 では今後も激しい値動きが予想されるものの、円安基調は継続し、年末に は 100~105 円台で定着しよう。

他方、オフショア人民元相場については、5月27日に人民元切り上げ後 の最高値となる 6.1150 をつけた。中国の経常黒字や当局の姿勢から、今 後も元高基調は継続し、年末までに 6.00 水準になることを予測している。



#### 中国における電子手形サービス

中国国内における資金決済ツールとして、電子手形を利用する企業が増えている。従前の紙ベースの手 形と同様、債権譲渡や割引も可能なほか、振出・受取人の双方で事務・管理負担の軽減が期待できる。電 子手形の特徴や活用方法について紹介する。

#### Regional Business

# -・技術役務提供報酬受領時における外国法人のコンプ ライアンス~居住者証明書(TRC)の取得実務を中心に~

今年4月のインド所得税法改正により、インド現地 法人から日本の親会社に支払うロイヤルティーにか かる源泉税率が従前の 10%から 25%に引き上げら れた。日印租税条約に基づけば、源泉税率は 10%が 上限となっているものの、この適用を受けるためには いくつかの条件を満たす必要がある。ここでは、適用 要件のひとつである受領法人の居住者証明書の取得 について詳しく説明する。

# ロイヤルティーに関する実務上の留意点~日 越双方の税務リスクの観点から~

ベトナム現地法人と日本の親会社、あるいは第三 者との間でロイヤルティー契約を結んでいる場合の、 税務上の留意点について解説する。

ロイヤルティー契約は会社設立の比較的早い段階 から締結しているケースが多いが、優遇税制の適用 期間中や欠損状態であっても、場合により追徴課税を 課される可能性がある。ここでは特に、ベトナム法人 から日本法人への支払いに際しべトナムで課税され る外国契約者税や、移転価格対策などについて注意 すべき点を述べる。

MIZUHO みずほ銀行

# 解説・中国ビジネス法務 [9]「消費者権益保護法 修正案(草案)」

消費者権益保護法の改正草案が先ごろ発表された。 約20年前に制定された現行法を現代に即した内容に 改訂するため、通信販売で購入した商品の返品・代 金返還に関する規定や、個人情報の保護規定、「修 理・交換・返品」責任の具体化などが盛り込まれてい る。本草案は現状、意見公募を終えたばかりの段階 であるものの、政府は消費者権益の保護を強化して いく方針であり、日系企業においても修正の動向に注 意を払う必要があろう。

# 「改正職業病診断および検査に関する管理規則」 に関する解説

中国衛生部が4月 10 日に施行した改正「職業病診断および検査に関する管理規則」について、主な改正ポイントを説明する。本改正により、労働者が診察機関を自ら選ぶ権利や診断結果を知る権利、労働仲裁の申立権などが明示された。また、職業病の診断・検査に関する新たな措置として、使用者の挙証責任なども明らかになっている。従業員の職業病罹患は企

業にとってもリスクのひとつであり、法規定遵守、また 労働環境保全の観点からも、従業員の採用時からの 対応を考慮することが求められよう。

#### Macro Economy

### アジア経済情報:アジア概況~景気は拡大基調が続く 見通し~

2013 年第1四半期のアジア経済は、減速やマイナスに陥る国が目立つものとなった。背景には中国の成長率減速や在庫調整、またパソコン販売不振を受けた輸出の伸び悩みがあり、複数の国で13年の成長率見通しを引き下げている。

第2四半期以降は、米国景気の回復などで輸出は拡大基調が続くものとみられ、景気は堅調に推移しよう。また、14 年も欧州経済の持ち直しで多くの国で成長率が加速すると予測している。

以上から、13 年の実質 GDP 成長率は、中国が十7.8%、NIEs が+2.1%、ASEAN5が+5.1%、インドが+5.0%、14 年は、中国が+7.7%、NIEs が+3.4%、ASEAN5が+5.1%、インドが+5.3%と予測した。

# Editorial

日本国内から欧米、中国、そしてアジアへと、日本企業の活躍の場はますます広がっています。これまで中国に偏りがちであった日本企業の投資も、「チャイナ・プラスワン」の潮流とともに ASEAN やインド、あるいは新興国へと分散が加速しつつあり、日本の景気回復という後押しも受け、ビジネスのクロスボーダー化・活発化が一層進む——という好循環が生まれようとしています。

わたくしども"みずほ"も、お客様により多面的・有機的なサービスをダイレクトかつスピーディーにご提供すべく、7月1日にみずほ銀行とみずほコーポレート銀行を合併し、「株式会社みずほ銀行」として新しい一歩を踏み出しました。今後も"One Mizuho"の旗印の下、総合金融グループとして、まさに一体となってお客様をサポートしていく所存です。

中国・アジアビジネスの最前線から最新のトピックスをお届けする本リポートにつきましても、引き続きご愛 読いただき、皆様のビジネスの一助としていただければ幸甚です。

MIZUHO みずほ銀行 Jul/Aug 2013 | 2



# ASEAN シフトへと舵を切る日本企業(1)

# ~2013年2月アジアビジネスアンケートより~

酒向 浩二 みずほ総合研究所 アジア調査部

みずほ総合研究所では1999年度以降、会員企業を対象として、「アジアビジネスに関するアンケート 調査」を毎年度実施している。本稿は 2012 年度調査結果(13 年2月実施、資本金 1.000 万円以上の日 本国内の製造業企業 4,699 社中、1,303 社からの有効回答)を前回 11 年度調査と比較したうえでまと めたものである。

# 1. はじめに~中国ビジネスの収益環境が厳しさを <u>増すなか、浮上する ASEAN~</u>

2012 年のアジア」の経済状況を振り返ると、政 府債務問題を抱える欧米の緊縮財政が重しとなっ て世界経済は減速し、その影響を受けて、中国・イ

図表1 アジア各国・地域の実質 GDP 成長率(前年比)

					(単位:%)
地域·国/年	2009	2010	2011	2012	2013(予)
アジア	6.0	9.5	7.5	6.2	6.1
中国	9.2	10.4	9.3	7.8	<i>.</i> ₹ 7.8
インド	6.5	9.7	7.5	5.1	5.0
ASEAN5	1.6	7.0	4.5	6.1	5.1
インドネシア	4.6	6.2	6.5	6.2	5.8
フィリピン	1.1	7.6	3.6	6.8	6.3
ベトナム	5.3	6.8	6.0	5.0	5.6
マレーシア	<b>▲</b> 1.5	7.4	5.1	5.6	4.7
タイ	<b>▲</b> 2.3	7.8	0.1	6.4	3.0
NIES	<b>▲</b> 0.7	8.4	4.1	1.7	2.1
韓国	0.3	6.3	3.7	2.0	1.9
香港	<b>▲</b> 2.5	6.8	4.9	1.5	2.6
台湾	▲ 1.8	10.8	4.1	1.3	2.5
シンガポール	▲ 0.8	14.8	5.2	1.3	1.5

(注1)マイナス成長に網掛。13年は同年6月時点のみずほ総合研究所 の予測値。

(注 2) 平均値は IMF による 2011 年 GDP シェア(購買力平価ベース)に

(資料)各国統計よりみずほ総合研究所作成

1 主な質問は、中国、NIES(韓国、台湾、香港、シンガポー ル)、ASEAN5(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベ トナム)、インドの11カ国・地域を対象とし、一部の質問は、 CLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)、バングラデシュも対 象とした。

ンド・NIESの成長率は減速した。一方で、人口規模 の比較的大きいインドネシアとフィリピンでは堅調 な個人消費が景気を下支えし、タイでは 11 年に発 生した洪水の復興需要、マレーシアでは資源・物流 分野の大型投資が輸出鈍化を下支えした。そうし

> たかいあって、ASEAN5の成長率が上向 いた点は注目される(図表1)。

このような経済環境下、12年の日本企業 のアジア拠点の収益満足度は、中国・ NIES・インドでは悪化したが、ASEAN にお いては改善した。さらに、日本企業の海外 展開における最有望先は、これまで一貫し て中国が1位であったが、その座を初めて ASEAN に明け渡すこととなった。中国にお ける生産コストの上昇、成長率低下に加え、 尖閣問題を巡る日中関係の緊張が続いた ことが要因と考えられる。また、景気減速 が続くインドは、有望先としての順位で米国 に抜かれ、日本企業の ASEAN 重視の姿勢

がより顕著になった(1位ASEAN、2位中国、3位NIES、 4位米国、5位インドの順)。

# 2. アジアビジネスへの取り組み(全企業 (1,303社)の回答)

#### (1)約7割がアジアビジネスを実施

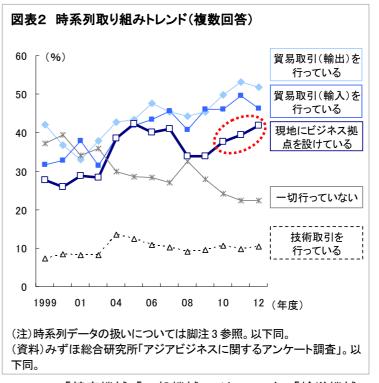
アジアビジネスへの取り組みについては、 回答した全1,303社の約7割が「何らかのア ジアビジネスを行っている」2と回答した。

ビジネスの内訳を時系列3でみると、99 年度以降、アジアビジネスは、ほぼ一貫し て強化されてきたとみることができる(図表 2)。とりわけ、「現地にビジネス拠点を設け ている」の回答率が一貫して上昇しており、 10年度から12年度上期までは1ドル80円 前後の円高水準で推移したことが、生産拠

点のアジアシフトを後押ししたと考えられる。12 年 度下期以降は円安が進んでおり、貿易取引が多い 企業を中心に「コスト削減」のためのアジアシフトは やや減速する可能性もあるが、日本国内市場の頭 打ちが続くなか、「現地市場獲得」のためのアジア 展開は続くと考えられる。

#### (2)ビジネス拠点を設ける動きが多業種に広がる

他方、業種別(10 分類)でみると、「何らかのアジ アビジネスを行っている」という回答率は、「化学」



「精密機械」「一般機械」では 80%台、「輸送機械」 「電気機械」「非鉄」「繊維」は70%台、「鉄鋼」「食料 品「金属製品」は60%台となった。

前回と比べ、「輸出を行っている」の回答率は「一 般機械」、「輸送機械」、「非鉄」の4業種で、「輸入 を行っている」の回答率は「一般機械」、「非鉄」、 「鉄鋼」の3業種で高まった。「輸出を行っている」と 「輸入を行っている」で高まった業種が4業種中3業 種で重複したことから、設備・部品・素材などで日本 とアジア間の国際水平分業(日本からアジアへの 中間財輸出、日本のアジアからの完成品輸入な ど)が深化している様子が窺える。

「現地にビジネス拠点を設けている」の回答率は、 「電気機械」、「精密機械」、「繊維」、「化学」、「食料 品」の5業種で高まり、現地生産が進んで回答率が 50%超となっている「輸送機械」に続いて、現地生 産および販売を進める動きが多業種に広がった。

<sup>2</sup> アンケートでは、「アジアビジネスを一切行っていない」とい う回答項目を設け、100-「アジアビジネスを一切行っていな い」=「何らかのアジアビジネスを行っている」とした。

<sup>3</sup> 本稿における時系列分析は、「資本金 5,000 万円以上の 製造業」に統一したうえで活用している。そのため、2008~ 2011年度データについては、日本企業の分析で採用してい る「資本金1,000万円以上の製造業」の調査結果とは値が異 なる。なお、アンケート調査実施時のサンプル抽出方法を 2002年度に変更したため、1999~2002年度調査は「無作為 抽出の製造業」、2004~2006年度調査は「資本金5千万円 以上の製造業」がベースとなっている。また、2003年度につ いては、本調査を実施していないため、データが欠落してい

なお、企業規模別でみると、「現地にビジネス拠 点を設けている」は、大企業⁴においては、前回調 査と比較して回答率が 72.8%に上昇した一方で、

中堅・中小企業の回答率は横ばいの 26.3%にとど まっており、大企業と中堅・中小企業のアジア進出 ペースの乖離が大きい様子も見受けられる。

図表3 アジアにおける自社製品の 13 年度売上見通し

(単位:%、%ポイント、社) 前年比 同5~10% 同0~5% 同0~5% 回答 同5%以上 未満の売 上増 未満の売 上増 DΙ 10%以上 未満の売 企業 の売上減 の売上増 上減 数 中国 59.5 28.1 20.5 31. 11.9 430 前年比 40 72 3 6 **4** 4 9 **▲** 96 29.3 27.4 21.1 95 3.2 5.3 83.2 前年比 2.7 3.1 7.2 **▲** 6.9 **▲** 5.9 25.8 115 27.0 25.2 6.1 3.5 80.9 前年比 ▲ 0.3 6.1 1.0 ▲ 0.3 **▲** 6.5 13.6 156 インドネシア 28.8 25.0 41.0 4.5 0.6 89.7 前年比 **▲** 3.7 1.6 1.9 5.6 **▲** 5.5 18.3 266 323 229 37 53 23 84 8 前年比 3.8 0.2 6.4 **▲** 5.1 **▲** 5.4 20.9 120 26.0 21.9 83.5 前年比 **▲** 1.2 **▲** 1.2 8.4 ▲ 2.7 ▲ 3.4 12.1 フィリピン 26.0 21.9 43 6 5.5 27 83.3 73 前年比 3.5 3.6 12.6 **▲** 15.6 **▲** 4.3 39.6 111 16.2 17.1 52. 11.7 2.7 71.2 前年比 6.6 **▲** 8.3 ▲ 5.9 1.9 28.4 5.7 226 17.3 18.6 8 4 6.2 70.9 前年比 5.3 5.8 6.7 ▲ 8.4 **▲** 9.3 35.5 231 14.7 18.2 48. 14.3 4.8 61.9 前年比 4.4 7.0 6.5 **▲** 5.0 **▲** 12.8 35.7 233 香港 142 142 47. 18 1 6.3 51.2 127 前年比 0.2 4.9 5.3 0.3 ▲ 10.8 20.9

(注)最大の回答率があった部分を網掛。

図表4 製品・半製品・部品・原材料の 12 年度の輸入・調達への 取組

	(単位:%、%ポイント、社)							
		前年比 10%以上 の調達増	同5~10% 未満の調 達増	同0~5% 未満の調 達増	同0~5% 未満の調 達減	同5%以上 の調達減	DI	回答 企業 数
中国	Ŧ	25.5	15.0	32.6	15.8	11.1	46.2	341
	前年比	<b>▲</b> 2.8	▲ 2.2	<b>▲</b> 5.2	6.8	3.4	▲ 20.4	
韓	Ŧ	21.4	20.4	36.7	15.3	6.1	57.1	98
	前年比	2.4	0.6	<b>▲</b> 4.6	2.1	▲ 0.5	▲ 3.2	
台灣	弯	25.6	15.1	41.9	12.8	4.7	65.1	96
	前年比	6.2	<b>▲</b> 1.0	▲ 3.3	<b>▲</b> 1.2	▲ 0.7	3.8	
タイ	,	18.6	16.3	46.5	10.5	8.1	62.8	86
	前年比	▲ 3.3	▲ 2.9	8.1	<b>▲</b> 4.6	2.6	3.9	
ベト	ナム	30.4	16.1	33.9	7.1	12.5	60.8	56
	前年比	▲ 17.2	▲ 0.6	5.3	2.3	10.1	<b>▲</b> 24.9	
イン	バネシア	20.6	14.7	50.0	5.9	8.8	70.6	34
Ш	前年比	▲ 10.7	<b>▲</b> 7.2	28.1	<b>▲</b> 6.6	▲ 3.7	20.5	
マレ	ノーシア	18.2	18.2	31.8	13.6	18.2	36.4	22
Ш	前年比	<b>▲</b> 17.5	<b>▲</b> 6.8	▲ 0.3	13.6	11.1	<b>▲</b> 49.3	
香港		16.7	16.7	38.9	27.8	0.0	44.5	18
Ш	前年比	▲ 10.6	<b>▲</b> 1.5	2.5	21.7	▲ 12.1	<b>▲</b> 19.2	
フィ	リピン	5.6	22.2	38.9	16.7	16.7	33.3	18
	前年比	▲ 0.7	9.7	<b>▲</b> 17.4	4.2	4.2	<b>▲</b> 16.8	
イン		31.3	18.8	37.5	12.5	0.0	75.1	16
Ш	前年比	<b>▲</b> 6.2	12.5	<b>▲</b> 6.3	0.0	0.0	0.0	
シン	<b>ノガポール</b>	18.2	0.0	36.4	27.3	18.2	9.1	11
	前年比	18.2	<b>▲</b> 47.1	<b>▲</b> 4.8	21.4	12.3	<b>▲</b> 67.4	
(注	(注)最大の回答率があった部分を網掛。							

4 本調査では、資本金 10 億円以上を大企業、10 億円未満 を中堅・中小企業と定義した。

#### (1)アジア全域で13年度売上は回復へ

アジアビジネスを行っている 911 社に、 自社製品のアジア各国・地域の売上見 通しについて聞いたところ、13 年度の 売上DI5は全ての国・地域でプラス、か つ 12 年度のDIを上回った(図表3)。

中国および NIES では、「0~5%未満 の売上減」および「5%以上の売上減」 と回答した割合が 12 年度の 30~40% 程度の水準から、13 年度は 10~20% 程度まで低下しており、中国・NIES経済 の回復によって、今後のアジアにおけ る売上は持ち直すと見込んでいる日本 企業が多い様子が窺える。

#### (2)アジアからの調達は伸びが鈍化

「アジアからの製品・半製品・部品・原 材料の輸入・調達を増やしたか」につい ては、12年度の調達DIGはすべてプラス となった(図表4)。

ただし、前回調査と比較すると、10 カ 国・地域中、タイなどを除く7カ国・地域

<sup>3.</sup> 製品売上・調達と為替見通し

<sup>5</sup> 売上増(10%以上、5%以上~10%未満、 0%以上~5%未満)」の回答から「売上減 (0%以上~5%未満、5%以上)」の回答を差 し引いて算出。

<sup>6「</sup>調達増(「前年比10%以上」、「5%以上~10%未満」、 「0%以上~5%未満」)」の回答から「調達減(「0%以上~ 5%未満」、「5%以上」)」の回答を差し引いて算出。

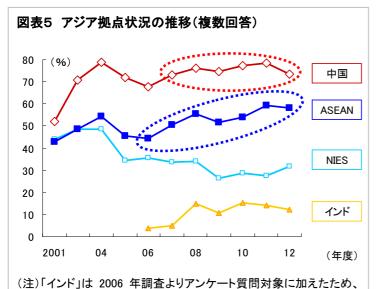
で DI は低下している。これは、11 年度は上期に東 日本大震災、下期にタイ洪水に見舞われた日本企 業が、中国・香港などのタイ以外の国・地域からの 調達を増加させたが、12 年度にはその動きが平常 に戻ったことが一因と考えられる。また、日本の電 機機械産業の事業再編などに伴って、アジアから の液晶パネルや半導体などの調達が減少したこと や、12 年度後半に円安が進展してアジア製品が割 高となったことも一因と考えられる。

#### 4. アジア拠点の現状と今後の取り組み

#### (1) 拠点展開は、中国では頭打ち、矛先は ASEAN へ

「現地にビジネス拠点を設けている」と回答した 399 社に対し、どこに拠点を設けているかを質問し たところ、「中国拠点」がトップ、「ASEAN 拠点」、 「NIES 拠点」、「インド拠点」が続く順位は前回と変 わらなかったが、前回と比べ「中国拠点」が 5.5%ポ イント低下した。

本調査においては、実際に中国拠点の閉鎖があ ったかどうかは判然としないものの、時系列でみる と、中国の回答率は頭打ちとなっている(図表5)。



一方で、ASEAN は回答率の緩やかな上昇基調が 続いており、日本企業のアジア展開の矛先が ASEAN に向いている様子が窺える。

業種別にみると、10 業種中6業種(繊維、精密機 械、化学、電気機械、一般機械、食料品)で中国に 拠点を有するとの回答率が最も高くなり、日本企業 のアジアにおける集積は中国で最も進んでいる様 子が窺えるものの、前回に比べると輸送機械・非鉄 を除く8業種で回答率が低下している。

一方で、ASEAN に拠点を有するとの回答率が最 も高くなったのは4業種(金属製品、鉄鋼、輸送機 械、非鉄)と中国の6業種を下回ったが、前回に比 べると6業種で回答率は上昇しており、日本企業の 集積は ASEAN においても進みつつある様子が窺 える。

企業規模別に前回と比較してみると、大企業で は中国の回答率は 80%台、ASEAN の回答率は 70%台の水準を維持した。一方、中堅・中小企業で は中国の回答率は 60%台に低下、ASEAN の回答 率は 50%台で上昇しており、特に中堅・中小企業

> において、中国から ASEAN へのシフトの傾 向が窺える。

### (2)収益満足度は ASEAN では改善、中国 では大幅に悪化

アジア拠点における現在の収益状況につ いて、地域別に収益DI<sup>7</sup>を求めたところ、 ASEANはプラス、NIES、インド、中国のDIは いずれもマイナスとなった。収益DIを時系列

それ以前のデータはない。

<sup>7「</sup>満足」、「やや満足」、「どちらでもない」、「やや不 満」、「不満」の5段階で選択を求め、「満足」と「やや 満足 | の合計から「不満 | と「やや不満 | の合計を差し 引くことによって求めた。

でみると、金融危機による 08~09 年度の落ち込み を経て、10 年度にアジア全域が景気回復を果たす と、アジア全域で上昇した(図表6)。しかしながら、 11 年度はアジア全域で成長率が減速、かつ東日本 大震災とタイ洪水でサプライチェーンが断絶された ことからアジア全域で収益DIは低下した。12年度は、 サプライチェーンの回復によりASEANのDIは上昇し たが、景気減速が続いたことでASEAN以外のDIは 引き続きマイナスとなり、特に中国では日中関係の 緊張に伴う販売不振が重なったことから、DIの悪化 が顕著になったと考えられる。

#### 図表6 拠点別にみた日本企業の収益 DI の推移 (%ポイント) 「満足+ 30 やや満足」 インド 20 10 ASEAN 収 益 0 認 識 -10 NIES -20 中国 「不満十 -30 12<sup>(年度)</sup> やや不満」 2004 05 06 07 08 09 10 (注)収益性DI=(「満足」+「やや満足」)-(「不満」+「やや不満」)。 図表7 拠点別にみた日本企業の在庫 DI の推移 (%ポイント) 「過剰」 25 中国 20 15 在 ASEAN 庫 10 認 識 5 0 2005 06 07 80 09 10 12 11 -5 インド NIES 「不足」 -10 (年度) (注)在庫DI=「過剰」-「不足」を示す。

#### (3)在庫は中国で過剰感が強まる

在庫状況については、地域を問わず「適正」の回 答率が一番高い。在庫DI<sup>8</sup>は中国で最も高く、 ASEAN、NIES、インドが続いており、総じて在庫が 積み上がっている。在庫DIを時系列でみると、09年 度以降、ASEAN・NIES・インドは顕著な上昇傾向は みられないが、中国では上昇傾向が目立っている (図表7)。10 年度は中国の景気回復を受けて日本 企業は在庫を積み増したとみられるのに対し、11 年度以降は同国の景気減速、さらに 12 年度下期 からは日中関係の緊張に伴う販売不振も重なって

在庫が積み上がったと考えられる。

### (4)中国で既存拠点のオペレーション 強化、ASEAN で拠点新設の動き

各拠点で今後2~3年で取り組みを 検討している項目をみると(次頁図表 8)、中国拠点では「新拠点を設け現地 体制を増強」の回答率が急落し、「調達 先・販売先の見直しによる現地体制の 増強」の回答率も低下した。一方で、 「本社とのサプライチェーンの機能拡 充」、「現地拠点支援のための増資」、 「経営陣や R&D の現地化」の回答率は 高まっており、新規投資よりも、サプラ イチェーンの強化やマネジメント・研究 開発の現地化など既存拠点の強化に 重きを置いている様子が窺える。

ASEAN 拠点では、中国拠点とは対 照的に「新拠点を設け現地体制を増

<sup>8「</sup>過剰」「適正」「不足」の3段階で選択を求 め、「過剰」から「不足」の回答を差し引いた。

強」の回答率が急増したことに加え、「ライン合理化 等による現地体制の増強」、「調達先・販売先の見 直しによる現地体制の増強」の回答率がいずれも 上昇している。日本企業の ASEAN 拠点拡充の姿 勢が鮮明になったといえるだろう。また 11 年度の洪 水時にサプライチェーンが断絶した事態の再発を 避けるべく、「本社等とのサプライチェーン網の構築 拡充」の回答率も上昇している。

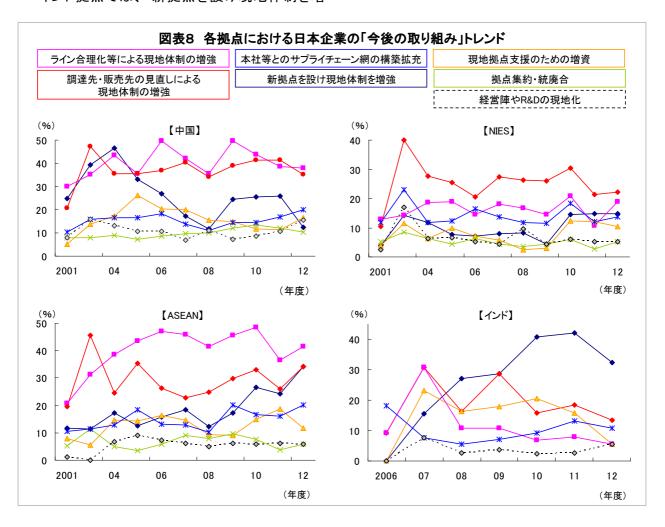
NIES 拠点では、「調達先・販売先の見直しによる 現地体制の増強」および「ライン合理化等による現 地体制の増強」の回答率が共に上昇した。NIES 拠 点は、既存拠点の強化にウエートが置かれている 様子が窺える。

強 | の回答率がこれまで一貫して上昇してきたが、 12 年度は初めて低下し、「現地拠点支援のための 増資」の回答率も低下した。インドは20年代半ばに は人口が中国を上回ると見込まれるなど中長期的 な成長余地は大きいと認識されている。しかしなが ら、成長率の減速や経済赤字の拡大などの経済不 振が続いているため、日本企業は対インド投資に 慎重になっているとみられる。

(以下、次号に続く)

【編注】本稿は、酒向浩二「中国からASEANへのシフト に舵を切り出す日本企業~2013 年2月アジアビジネ スアンケート調査結果」(みずほ総合研究所『みずほり ポート』2013年5月14日)の抜粋・転載です。

インド拠点では、「新拠点を設け現地体制を増





# 13 年上期の為替市場と 下期の見通し

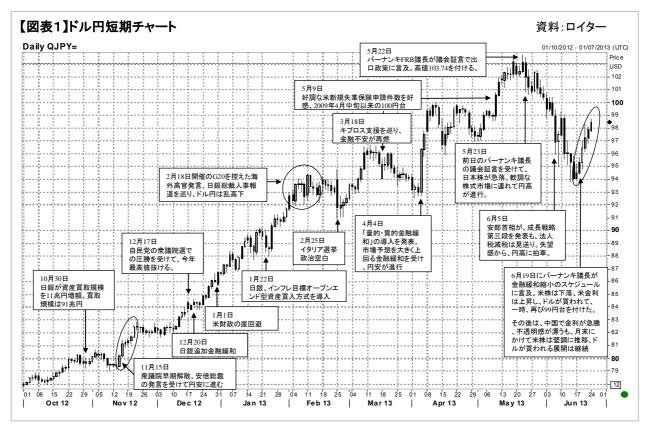
関上 伸一 みずほ銀行 香港資金室

2013年上期の為替市場は、日本国内においてアベノミクスによる景気回復傾向が明らかに なるに従い、ドル円マーケットは大きく変動し、一時は1米ドル=100円の大台を突破するも、5 月下旬から6月にかけ、ドル円が一時 10 円程度反落するなど、今後の見通しを難しくしている。 他方、香港を中心とするオフショア人民元相場は、中期的に人民元高の傾向が続いているも のの、足元で中国国内の流動性に混乱が見られる。本稿では、13年上期の為替市場の動き を振り返るとともに、13年下期から14年にかけての市場動向について展望する。

#### 13 年上期のドル円相場の回顧

#### ■ ドル円上昇の要因

12年11月15日に民主党の野田前首相が衆議 院を解散し、安倍・自民党による日銀への金融緩 和圧力が高まったのを端緒に、長らく円高傾向が 続いていたドル円相場は反転し、13 年上期にかけ て大きく上昇した。過去半年余りの相場動向と主な 出来事は図表1の通りであるが、昨年暮れから今 年4月にかけて、ほぼ1カ月おきに日銀人事や金融 緩和関連の政策決定がなされる中、日経平均株



**MIZUHO** みずほ銀行



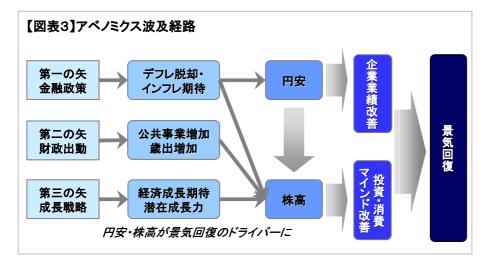
価の上昇を伴い(図表2)、ドル円は5月下旬まで円 安基調で推移している。

このように今年のドル円相場では、安倍政権・黒田日銀による金融緩和政策に代表されるアベノミクスが円安・株高の進展、ひいては日本の景気回復への主要なドライバーを果たしてきたと言える(図表3)が、その他のサポート材料として、米雇用および住宅指標に見る経済回復の予兆がドル買いを、日本の貿易赤字ならびに日米実質金利差の拡大が円売りを後押した要因として挙げることができる。

#### ■ 5月下旬からのドル円の反落

一方、5月 22 日に米 QE の出口戦略に言及した バーナンキ議会証言、また翌 23 日発表の5月中国 PMIが予想に反して節目の 50 を下回ったことを契機に、経済失速懸念から日経平均株価は 1,200 円以上急落した。その後も株価が軟調に推移したことから円安の流れも一変。さらに6月5日に発表されたアベノミクス成長戦略において、一部で期待されていた法人税減税が織り込まれず、失望感が株安・円高基調に拍車を掛けた形で、ドル円は6月 13日に 93.75 円まで下落、約3週間で約 10 円の急落となった。

この一連の動きの背景には、①FRB の金融緩和縮小観測を受けたアジア株安・通貨安、および②日本の金利上昇を受け、海外勢の円売りポジション縮小の動きを誘ったことが大きく影響していたと考えられる。



まず①については、前出 の5月22日議会証言で、バーナンキ議長が「雇用の持 続的回復が確認できれば、 今後数回の連邦公開市場 委員会で資産購入ペース を縮小できる」と発言したこ とが契機となった。これ以

MIZUHO みずほ銀行 Jul/Aug 2013 | 10

降、アジア・エマージング市場に流入 していたリスクマネーの逆流観測が高 まり、インドネシア・タイ・フィリピン等ア ジア市場で株安・通貨安が大きく進ん でいる(図表4、5)。

また②については、本邦でも4月初 の「量的・質的金融緩和」以降の国債 市場の混乱と、バーナンキ証言以降 のインフレ期待の低下を受け、5月下 旬以降は実質金利が上昇し、日米金 利差の拡大基調が一時的に反転した (図表6)。

これらを背景に、マクロヘッジファン ドのパフォーマンスも5月を境に悪化 に転じ、6月中旬にかけての海外勢の 円売りポジション縮小の流れを決定付 けたと考えられる。

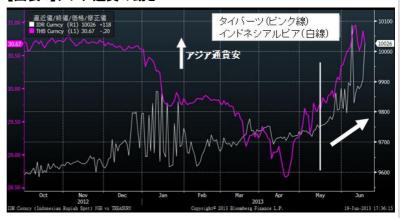
しかしながら、6月19日の米連邦公 開市場委員会後の記者会見において バーナンキ議長が金融緩和縮小に関 して「13 年後半から縮小を開始し、経 済状況が予想通りに推移すれば14年 半ばに終了を検討」と具体的な時期を 示したことを契機に米国債利回りは大 きく上昇し、ドル円も6月末に 99 円台 を回復している。

#### 今後のドル円相場の見通し

#### ■ 円安基調継続がメインシナリオ

このように、今年前半のドル円相場(次頁図表7) を振り返ると、昨年・一昨年と比べて非常にボラタイ

#### 【図表4】アジア诵貨の動き



#### 【図表5】アジア株の動き

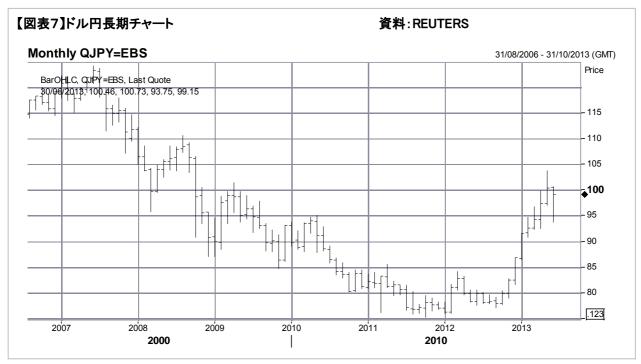


#### 【図表6】本邦実質金利の推移



(資料)以上すべてブルームバーグ

ルな動きとなったことがうかがえる。今後についても 激しい値動きとなり得ることが想定されるが、以下の 着眼点から基調として円安は継続すると予想する。



#### 1) 貿易赤字の継続

前述の通り、昨年の貿易赤字幅は一昨年対比で 大きく拡大しており、石油・天然ガス等の輸入エクス ポージャーは引き続き高水準を維持し、ドル円の下 支え材料となることが予想される。自民党は公共料 金引き下げを意図し、今次7月21日の参議院選挙 の公約に原発再稼動を掲げているが、野党はすべ て反対姿勢を崩していない。世論調査においては 与党自民党の優勢が伝えられているが、与党内に おいても賛否両論が存在する中で急速に議論が進 展することは期待困難であり、貿易赤字基調の変 化には相当の時間が必要と考えられる。

# 2) 米景気の先行回復と日米金利差の拡大基調持続

米景気の回復については、米経済指標、特に労働市場の回復が確認されるかがバーナンキ議長の発言を裏付ける意味で足もと最大の焦点であり、7月5日の米雇用統計に注目が集まる。円安からドル高への基調変化を伴えば、ドル円の上昇余地も

拡大すると考えられる。

#### 3) アベノミクスへの期待回復

6月5日の成長戦略では期待を裏切った格好となったが、それ以降、法人税減税について閣僚から積極的な発言が発せられている。米倉経団連会長が菅官房長官に実効税率引下げ要請を行ったと報じられているように、財界からの期待感は大きく、与党が参議院選挙で勝利した場合、議論が進展する可能性に留意したい。

# 4) 国内機関投資家による海外金融資産への投 資動向

4月の「量的・質的金融緩和」発表時に超長期国債利回りが急低下し、生保等の国内機関投資家が外債投資にシフトするという観測が市場に流れた。しかし対外証券投資動向においては、4月こそ生保は海外金融資産を買い越しているものの、5月には超長期国債利回りが反転上昇する中で売り越しに転じている。また13年3月期に改正適用されたソル

ベンシーマージン規制において、為替リスクを含む 資産はリスク係数が 10%上乗せさせることから、生 保にとってオープン外債の保有増には相応にハー ドルがあるものと解される。しかしながら日米の景 気と株価の回復が進めば、リスク許容力の高まり から海外資産へのアロケーション比率を高めてくる 可能性は存在し、引き続きその動向は注目される。

一方でリスクシナリオとしては、上述の原発再稼 動の進捗のほか、消費者物価前年比プラス2%目 標達成の困難さからインフレ期待が高まらず本邦 実質金利が上昇するリスク、米景気が例年夏場に 失速するアノマリー等が想定される。またヘッジファ ンドの一段の円売りポジション解消の可能性も残り、 短期的に 95 円近傍に再度下落することも想定され るが、これらのリスクシナリオを消化した上で、年末 には 100~105 円台で定着する展開を予想する。

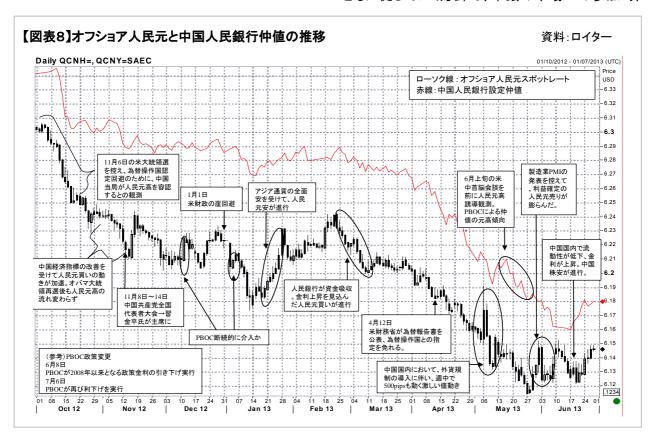
#### オフショア人民元相場の回顧

#### ■ 人民元を取り巻く環境

人民元相場は、中国の経常黒字(貿易収支およ び対内直接投資)、ならびに中国当局の通貨政策 (介入方針)の転換を背景に、昨年後半以来、中期 的に人民元高のトレンドが継続している(図表8)。

中国は貿易収支・対内直接投資ともに通年ベー スでは安定的に黒字を維持しており、貿易黒字額 は若干是正されるも、依然として世界最大となって いる。

また通貨政策については、12年の全国人民代表 大会終了後の記者会見で周小川・中国人民銀行 総裁が「人民元が均衡水準に近づくに連れ、為替 レート決定において市場原理が担う役割が大きくな る。われわれは市場原理の役割拡大を許容すると ともに促していく方針で、中銀の市場への参加・介



入は秩序だった方法で低下していく」と発言している。以降、外貨準備の増加抑制・多様化の観点で 当局はドル買い・元売り介入には慎重姿勢と目され ており、外貨準備・米国債保有高の増加ペースも一 服感が見られている。

#### ■ 足もとの人民元の動き

端午節と米中首脳会談を控えた6月初旬、中国国内の銀行間資金市場で調達圧力が急激に高まった。その後、一旦は沈静化するも、中国企業の半期末資金需要に加え、当局がシャドーバンキング規制を意識しているとの観測も伝わる中、中銀が24日にホームページで「現在の中国金融市場の流動性は合理的な水準」との声明を発表。これを受け、レポレート(オーバーナイト物)は30%まで急騰した。6月末のオフショアでの中国国債発行が資金吸収要因になると見られていたことや、オンショアの激しい動きにも連れ、CNH金利も急騰。しかし25日引け後に、中銀が複数の金融機関に流動性支援を実施し、政策手段を通じて金融市場の安定を維持する旨声明を発表したことから、短期金利は低下に転じた。

5月27日に6.1150と人民元切り上げ後の最高値をつけたCNHの為替相場は、資金市場の混乱を受けて上海総合指数が4年ぶりの安値を更新する中、米金融緩和縮小観測を受けたドル高の流れも相まって、月末週に6.1510レベル迄元安方向に一旦反転したが、資金市場が次第に落ち着くと、6月末には再度6.14を割り込んでいる。

#### オフショア人民元相場の見通し

#### ■ 人民元高基調は継続の見通し

足もとは中国国内の流動性市場が再度、混乱す

る可能性も否定できないが、経常黒字基調や当局の介入方針といった環境に大きな変化はないと見られることから、引き続き人民元高進展がメインシナリオであり、年末までに 6.00 水準までの CNH 高を予想している。ただし今後の人民元相場展開を占う上では、為替変動幅拡大の可能性と外貨資金流入管理強化、ならびに金融政策転換の可能性には特に留意すべきと考えている。

今年4月17日IMF会合で、易綱・中国人民銀行副総裁は「昨年には許容為替変動幅を 0.5%から 1.0%に広げた。近い将来にはそれが更に拡大することになると考えている」とコメントしている。12年は 4月14日に変動幅が拡大されたが、この約3カ月前、1月9日に周中国人民銀行総裁が変動幅拡大を容認する発言を発している。また拡大後の4月19日には G20、5月3日には米中戦略対話が控えるスケジュールであった。今年は7月8日に米中戦略対話、同月19日より G20 の予定となっており、7月近傍に政策変更が行われるリスクには留意を要する。

また、本年3月の貿易統計で中国の香港向け輸出が前年同月対比で 92.9%増という異常な数字を記録したことを受け、中国当局は5月5日付の通達で外貨資金流入管理を強化する規制(貨物貿易に関する外貨管理強化と銀行の外貨ポジション管理強化)を導入した(次頁図表9)。シャドーバンキング問題に関連した高利回りの「理財商品」の残高は約8兆2,000億元(約130兆円)と報道されているが、本規制のように当局は外貨流入の抑制措置を取り始めており、上述の為替変動幅拡大を見据え、人民元買い圧力を緩和させる手段を検討している可能性も考えられる。

MIZUHO みずほ銀行

更に金融政策については、13 年の全国人民代 表大会においてマネーサプライ目標が昨年のプラ ス 14%からプラス 13%に引き下げられ、周総裁も 同大会の開催期間中に「インフレに対して強く警戒 すべき」「中国の政策スタンスはもはや緩和的でな く中立的」と発言している。加えて物価指数は下げ 止まりの傾向が見え始めており、特に住宅価格指 数の上昇の勢いは顕著で、次第に金融引き締め方 向に切り替わっていく兆しが見え始めている。

■ オフショア人民元の活用の広がり

6月 24 日から HKTMA (Hong Kong Treasury Markets Association)が CNH の指標金利として期 待される CNH Hibor fixing の公表を開始した。人民 元金利スワップでは当該金利を変動金利の指標に 用いるが、実際に公表が始まったことで、金利スワ ップ取引が活発化している。

また前述したように、6月26日に09年から5年連 続となる香港での中国国債発行が実施された。年 2回発行及び30年債発行はともに今回が初とのこ とだが、3、5、7、10、15、30年債の複数年限で年複

数回発行とすることで、金利スワップの活発化と相 まって人民元の金利カーブの期間構造がより透明 化する効果が期待できるのではないかと考えられ る。

既に香港各行において CNH 金利スワップの取り 扱いが開始されているが、人民元建変動借入や点 心債での調達・運用に金利ヘッジのツールが誕生 したことで、CNH 活用の裾野が一層拡大することを 期待したい。

【編注】本稿は2013年6月30日時点のデータをもとに 執筆。

#### 【図表9】 外貨資金流入管理の強化に関連する問題についての通達(2013 年 5 月 5 日付)

#### 貨物貿易に対する外貨管理を強化

- ◆ 外貨管理局は遅滞なく、資金流と貨物流に重大な不整合がある、または流入量が比較的大きな企業に 対し、リスク提示書簡を発送し、それに 10 営業日以内に状況を説明するよう要求しなければならない。 (同通達第2条 抜粋)
- ◆ 企業が遅滞なく状況を説明しない、または証明書類の提出と合理的な釈明ができない場合、外貨管理局 は『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』第 55 条の規定に基づき、それを B 類企業に組み入れ、厳 格な監督管理を実施しなければならない。(同上)

#### 銀行へのポジション管理強化

- ◆ 外貨預貸比が参考預貸比を超えた銀行は、毎月初の 10 営業日以内(初回は 2013 年 6 月末前)に総合 ポジションを下限以上まで調整しなければならない。(同通達 第1条 抜粋)
- ◆ 虚偽の貿易背景等の行為に対する選別を強化し、疑わしい取引を自発的に報告し、合わせて積極的に 措置を採用して、異常なクロスボーダー資金流入を防止しなければならない。(同通達 第3条 抜粋)

MIZUHO みずほ銀行



# 中国における電子手形サービス

松山 博顕 みずほ銀行 e-ビジネス営業部香港駐在

中国における資金決済手段の一つとして、昨今、活用を検討する企業が増えているのが電 子手形サービスである。これまで紙ベースで取引されてきた手形の電子化により、振出人・引 受人の双方で事務コストを削減できるほか、紙ベースの手形と同様に債権譲渡や割引も可能 であるなど、中国における電子決済市場は更に拡大していくものと考えられる。

今回は、中国における電子手形サービスの概要と主なメリットについて紹介する。

#### 電子手形サービスの概要

電子商業為替手形とは、従来の紙の手形とは異 なり、振出人が電子商業為替手形システムに基づ き電子データ電文方式により作成し、委託支払人 が指定された期日に、確定された金額を受取人又 は所持人に無条件で支払う手形のことを意味して いる1(図表1)。

また、電子商業為替手形は、①引受人を銀行およ び財務公司とする「電子銀行引受為替手形」と、②引 受人を上記以外の法人その他の機構とする「電子商 業引受為替手形1の2種類に分類され、これらは紙 ベースの手形同様、図表2の取引行為を電子的に行 うことが可能となっている。

#### 電子手形サービスにかかる法規制

中国においては、手形取引活性化の観点から 1996 年1月に手形小切手法が施行され、同法によ り手形の権利関係について明文化が行われた。し かし、同法施行後も偽造手形の流通や要件不備の

<sup>【</sup>図表1】電子商業手形の特徴

	紙手形(従来)	電子データ(本件)	
媒体	紙	電子化	
<b>妹</b> 冲	(現物のやりとり)	(データのやり取り)	
発行方法	振出	電子商業為替手形	
光11万法	1灰山	システム	
		電子署名	
認証方式	手交	(電子署名法第 13 条	
		1項の規定に適合要	
流通方式	手渡し、郵送	電子化	
支払期限	最大 6 カ月	最大 12 カ月	
11 <b>3</b> 5	紛失、盗難、	偽造、複製	
リスク	偽造	(ただし、低リスク)	
流通割合	80%	20%	

(資料)みずほコーポレート銀行(中国)

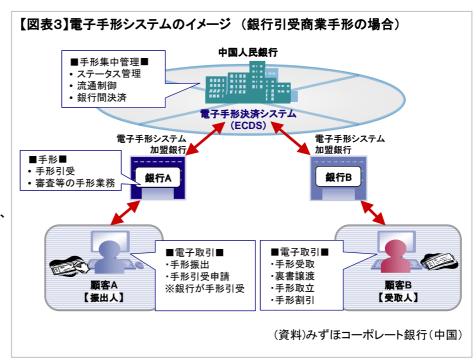
#### 【図表2】電子商業為替手形により可能な行為

- 手形振出
- 手形引受
- 裏書譲渡
- 手形割引
- 質権設定 解除
- 保証(債務者以外の第三者による保証)
- 支払請求
- 支払遡及(所持人による前者への支払請求)

**MIZUHO** みずほ銀行

<sup>1</sup> 電子商業為替手形業務管理弁法第2条

頻発等種々の問題が存在 したことから、利用者がより 安心して利用できる仕組み が求められるようになった。 こうした背景から、中国人 銀行は手形の電子化に取り 組み、2009 年 11 月に①手 形管理手段・レベルの向への 対策、③偽造手形犯罪の防 止、④取引効率向上、⑤統 一手形市場の形成・発展 を稼動させた。



現在、中国の電子手形システムには、300 近くの 金融機関が参画しており、日系各行のほか、欧米、 アジア等の外資系金融機関が既に加盟している (図表3)。

電子手形については、中国人民銀行も積極的に 推進しており、手形決済額全体に占める電子商業 為替手形の割合を 2014 年には 30%まで引き上げ るという目標を掲げている。

こうした方針を受け、地方レベルでも「2010年に5件もしくは1,000万元以上の手形発行を行っている企業は2011年7月31日までに電子手形での対応を開始しなければならない」(2011年5月、浙江省中国人民銀行)、「紙ベースの手形取扱を行っている銀行については、2012年年末までに電子手形業務を開始しなければならない」(2012年3月、中国人民銀行広州分行)といった通達が公布されており、他地域についても今後、同様の通達が発布される可能性もあると思われる。

#### 電子手形サービス利用のメリット

電子手形引受(受取)人のメリット(次頁図表4)としては、大きく以下の3点が挙げられる。

#### ① 債権譲渡が可能

紙ベースの手形と同様、第三者に裏書譲渡することが可能(ただし1枚の電子手形債権を複数の債権に分割して譲渡することはできない)

#### ② 資金調達ニーズへの対応

- 取引金融機関の所定の審査によるが、紙手 形同様電子手形でも割引が可能
- 割引希望する手形を選択し、割引依頼を行う ことが可能

#### ③ 手形管理負担の軽減

- ペーパーレス化により盗難や紛失のリスク回避が可能
- 金庫等で保管する必要がないため、保管、

管理にかかるコスト削減が可能

電子的な取立手続が可能な為、銀行とのや り取りの省力化が可能

さらに、電子手形振出(支払)人のメリットとして は、大きく以下の2点が挙げられる。

#### ① 事務の合理化

- 手形発行・交付に伴う事務負担の軽減・合理 化を図ることが可能
- ・ データ電文形式になる為、手形の真実性が 担保される
- 手形にかかわるトラブル・紛失リスク回避が 可能

#### ② 手形発行に伴うコストの削減

- 金融機関に支払う手形用紙代、受取人側に 送付する際の郵送料が不要
- 現物授受のために発生していた出張費等の デリバリーコストが削減でき、遠隔地決済の 効率化が可能

#### 電子手形サービス活用の現状

大手中資系企業については中国人民銀行の指 導もあり、電子手形による決済比率が高まりつつあ る。日系企業においても、中資系企業との取引を有 する企業を中心に、電子手形決済の必要性が日増 しに大きくなっている。

このような電子手形決済ニーズの高まりを受け、 インターネットを経由した電子手形サービスを提供 するなど銀行側もサービスの拡充を進めており、既 に多くの日系企業が電子手形サービスの利用を始 めている。上述した電子手形サービスのメリットや 留意点を踏まえ、中国における資金決済の手段と して、電子手形のご活用を検討されたい。

#### 【図表4】紙の手形と電子手形の比較

	手形債権	電子手形 債権	備 考
原契約(売買契約 等)からの独立性	0		原因となる債権債務関係(売買契約等)が無効と なった場合でも、債権の有効性が保たれる
人的抗弁(*)	切断	切断	人的抗弁は原則切断される
情報の可視性	Δ		支払人・受取人・双方取引銀行がタイムリーに確 認できる
現物管理負担	×	0	現物の管理は不要
債権譲渡(決済)	×	0	二重譲渡リスクが無い
債権の分割可否	×		中国手形法上、手形債権の一部・分割譲渡は出 来ない。電子手形もこれに準じる

\*人的抗弁とは、当事者間でのみ主張できる抗弁のこと。例えば、債権の一部を支払った場合の有効性が、そ の債権を譲り受けた善意の第三者に及ぶかどうか等。

(資料)みずほコーポレート銀行(中国)



# 【India】 インドの税制 第 44 回

# インド法人からのロイヤルティー・ 技術役務提供報酬受領時における 外国法人のコンプライアンス

# ~居住者証明書(TRC)の取得実務を中心に~

伊藤 進 KPMG インド

#### <u>1. はじめに</u>

2013 年4月1日に施行されたインド所得税法 (Income-tax Act. 1961)の改正により、インドの居 住者が非居住者に対して支払うロイヤルティー、 もしくは技術役務提供報酬(Fee for Technical Service、以下「FTS」)についての源泉税率が 10%から25%に引き上げられた。

本改正はインドの子会社から海外の親会社に FTS を支払うような場合に留意しなければならな い論点である。一方で、日本ーインド間では日印 租税条約が締結されており、本条約 12 条による と、上記のような支払いに対する源泉税率は 10%を上限としている。つまりインドの国内法で 25%に税率が引き上げられようと、日印間の取引 に関しては影響のない改正と考えられる。

しかしながら、インド国内法において、上記租税 条約の軽減税率を適用させるためのいくつかの要 件が近年、立て続けに導入されており、そのひとつ が報酬受領法人の居住者証明書(Tax Residency Certificate、以下「TRC」)の取得である。

本稿では、TRC の取得実務を中心に、日本の

親会社がインドの子会社から、ロイヤルティー・ FTS を受け取る場合、日印租税条約 12 条により 軽減税率 10%を適用するための日本の親会社に 求められるインドの税務コンプライアンスを解説 する。

#### 2. 各国との租税条約による税率

インドは現在 70 以上の国と租税上条約を締結 しており、いくつかの国においてはロイヤルティ ー・FTS に対する税率が 10%を超えている国もあ る(図表1参照)。そのような国についてはインド 国内法(Income Tax Act Section 195)による本件 10%から25%への税率引き上げは直接的な影響 を受けることになる。さらに、香港のように租税条

約を締結してい ない国に居住す る法人について は非常に大きな 影響を受ける。 一方で、日本を 含む多くの国と の租税条約では 10%となっており、

【図表1】各国との租税条約 によるロイヤルティーと FTS の適用税率

相手国	税率
日本	10%
シンガポール	10%
イギリス	15%
タイ	15%
香港	_

インド国内法の税率が引き上げられようと 結果として租税条約が優先されるため、直 接的な影響はない(図表2参照)。

しかしながら、最優先されるべき租税条約の適用を受けるためには、インドの場合2つの形式要件を満たさなければ租税条約

に規定された税率(日印租税条約では10%)の適用を受けることができず、要件が満たされない場合、国内法で定められた税率が適用されることになる。

そして、この2つの形式要件のひとつが 10 年4 月から施行されているPAN(インドの税務番号)取 得、もうひとつが 12 年9月に詳細が発表された TRC の取得である。

# 3. PAN (Permanent Account Number)取得 ~Income Tax Act Section 206AA

インド子会社からロイヤルティー・FTS を受け取る日本の親会社である納税者はインド税務当局より PAN を取得し、当番号を源泉徴収義務者であるインド子会社に対して通知することが義務付けられた。源泉徴収義務者が、源泉徴収税納付時に納税者の PAN 情報を有していない場合、

- ① インド所得税法上で定められる税率 (25%)
- ② (同法以外で税率が定められている場合 の)現在効力のある税率
- **3** 20%

のいずれか高い税率、すなわち 25%の源泉税 率が適用されることになっている。

【図表2】インド国内法税率引き上げによる影響						
条約相手国	タ・	1	日	本		
<b>英田左</b> 曲	2012年3月	2013 年4月	2012 年3月	2013 年4月		
適用年度	以前	以降	以前	以降		
租税条約	15%	15% 15%		10%		
インド国内法	10%	25%	25%	25%		
適用税率	10%	15%	10%	10%		

この規定の導入を受けて更に注意が必要なのが、Income Tax Act Section 115A の規定である。同条文によると、インド国外の会社であっても、源泉徴収対象となる配当・利息・特定の投資信託からの所得以外の所得を得ている場合には、インドの法人所得税の確定申告が義務付けられている。つまりインド子会社からインド国内源泉所得であるロイヤルティー・FTS を受け取る日本の親会社は、インド税務当局に確定申告を行わなければならないと規定されている。

この Section115A の規定は10年以前からの規定ではあるが、インド源泉所得が源泉徴収対象所得のみである場合、所得はすべてインドにおいて源泉徴収済みであり、確定申告による追加納付・還付等は生じないため、日本の親会社がコストをかけてPANを取得し、確定申告を行う実務は定着していなかった。また、インド税務当局もPANを取得していない国外企業の確定申告の有無を追跡調査することは困難であったと考えられるため、10年3月期までは、日本の親会社がPANを取得し、インド税務当局に確定申告を行っていたケースは稀であった。

しかし、10 年4月の税制改正に伴い日本の親会社がPANを取得した場合には、インド税務当局は PAN に基づいて確定申告書の提出の有無を容易に把握することが可能となっている。そのた

め、PAN を取得した日本の親会社は、源泉徴収済のインド国内源泉所得について、インドでの確定申告が実質的に義務付けられると解釈されることになった。この場合、併せて留意が必要なのは、非居住者である日本の会社がインドで法人税を申告する場合においても、インドの法人と同レベルのコンプライアンスが求められるため、①申告書の署名者登録(DSC)や②移転価格取引に関する会計士証明書(3CEB)等、申告書提出に付随するコンプライアンスも発生する点である。

# 4. TRC(Tax Residency Certificate)の取得 ~Income Tax Act Section 90

12 年4月の税制改正で、租税条約による軽減 税率の適用を受ける要件として、インドの居住者 は取引相手である非居住者から、当該非居住者 の居住地国の税務当局が発行した TRC の入手 が義務づけられた。つまり、ロイヤルティーおよび FTS の適用税率について、インド国内法で規定さ れた 25%ではなく、日印租税条約 12 条の適用税 率 10%の適用を受ける場合、日本の居住者であ る親会社は、日本の所轄税務署から TRC を発行 してもらい、当 TRC をインド子会社で保存する必 要がある。なお、本 TRC に記載すべき情報は以 下の項目である。

- 非居住者(日本親会社)の名称
- 非居住者の住所
- 非居住者のステータス
- 非居住者の居住地国

- 非居住者の納税番号
- ・ 非居住者の居住地国における税務上の ステータス
- 当証明書の適用期間

なお、TRC の雛形は 13 年6月現在、インド当局 よりアナウンスがないため、上記情報を盛り込ん だ証明書を会社が独自で作成し、それを日本の 所轄税務署に提出し押印してもらうというのが実 務上の流れである。ただし実務上で問題になって いるのが、「当証明書の適用期間」についての記 載方法である。他国においても TRC の取得が義 務化されている国はあるため、所轄税務署におい てもTRC発行実務は一般化していると思われる。 しかしながら通常は証明書提出日現在の納税義 務者のステータスを証明するものと考えられ、適 用期間を記載して税務署に押印を求めても、押印 を拒まれることが十分に想定される。インドの税 務調査では、書類の不備を理由に経費の損金算 入が否認されるケースが頻繁に生じており、その ような状況をよく理解しているインド子会社の経理 担当者の間でも、「適用期間」の記載方法は頭を 悩ませている問題である。

現在の日本の所轄税務署から適用期間の記載は承認されない状況において、将来のインドの税務調査で「適用期間」の記載がないことによる書類不備を指摘されないための対応策としては、継続的な TRC の取得(インド子会社から、ロイヤルティー支払いを受ける都度、四半期に1回、年に1回等)をするなどが考えられる。

#### 5. おわりに

上記で解説したとおり、インド国内法に規定された 25%の源泉税率ではなく、日印租税条約による軽減税率を適用する場合、PAN 取得のほか、TRC 取得も要件に加わったが、これにより日本の親会社がインドの税務コンプライアンスとして求められる業務は、①PAN 取得、②法人税確定申告書に署名する者のDSC取得、③法人税の確定申告提出、④移転価格証明書(3CEB)提出、⑤TRCの取得と多岐にわたる。

インド子会社から日本の親会社へのロイヤルティー・FTS の支払いが多額であり、上記コンプライアンス業務を行うことによる 15%の節税効果が、当コンプライアンス業務に要するコストを上回る場合には、当コンプライアンス業務を行う合理性があるものと考えられる。しかしながら、日本の親会社が受け取るロイヤルティー・FTS が少額の場合には、コストが節税効果を上回ってしまうことも考えられる。

今後は会社としてインドの源泉徴収の対象となっている所得の合計を把握し、上記のコストベネフィットの検討を行い、日本の親会社の PAN および TRC 取得の要否を決定するとともに、軽減税率の適用を決めた際は、各コンプライアンス業務に向けての手続きを余裕を持って進めることが望まれる。

※次回は第26号に掲載します。

#### 伊藤 進 (いとう すすむ)

KPMG インド (デリー/グルガオン) マネジャー 日本国税理士



2003 年 9 月 KPMG Japan 税務部門(現 KPMG 税理士法人)に入所。日本国内において、主に外資系金融機関および投資ファンド等における税務コンプライアンス、アドバイザリー業務に従事。09 年 7 月より KPMG バンコク事務所税務&法務部門の一員として赴任。12年 3 月より KPMG インドデリー事務所に日系企業担当マネジャーとして赴任。



### [Vietnam]

# ロイヤルティーに関する実務上の 留意点

# ~日越双方の税務リスクの観点から~

福本 直樹 アクタスマネジメントサービス株式会社 アクタス税理士法人 I-GLOCAL CO., LTD.

#### はじめに

ベトナムに進出している企業のうち、製造工程 や会社のロゴ、ノウハウなどについて、日越親子 間もしくは第三者である日本の取引先との間でロ イヤルティー契約を結んでいる会社は多くある。 一方で、当該ロイヤルティー契約についてベトナ ム特有の税務を踏まえずに、契約書を作成して、 送金時もしくは後の税務調査で税務問題が発生 するケースもしばしば見られる。加えて、まだ税務 調査を受けておらず、税務リスクが顕在化されて いない会社も少なくない。

本稿では、ロイヤルティー契約に関する実務的な論点をおさえ、日越双方の税務リスクの観点から検討・解説を行う。

#### ロイヤルティーの定義

「ロイヤルティー」について、言葉の意味は理解できるが、明確に説明するとなると難しく感じられる。 そこで改めてロイヤルティーの定義を税務の観点から説明する。

「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国政府とベトナ

ム社会主義共和国政府との間の協定」いわゆる 日越租税条約の第12条では、ロイヤルティー(使 用料)のことを以下のように定義している。

「使用料」とは、文学上、芸術上もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルムおよびラジオ放送用またはテレビジョン放送用のフィルムまたはテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式もしくは秘密工程の使用もしくは使用の権利の対価として、産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用もしくは使用の権利の対価として、または産業上、商業上もしくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

ここでいう意匠、模型、図面などについては、既に完成済みで追加的作業なしに、改変または複製する権利を許諾する場合の支払いが使用料となる。逆に意匠等が存在していないため、新たな作成を依頼した場合の支払いは、ロイヤルティーではなく、役務提供の対価となる。

また、後半部分にある「産業上、商業上もしくは 学術上の経験に関する情報」はいわゆる「ノウハウ」を定義したもので、過去の経験から生じ、企業

**MIZUHO** みずほ銀行

において実用化され、公開することで経済的利益が生じ得る秘密情報に相当する。したがって、ノウハウを有する者・企業が人的役務を提供した場合の支払いはロイヤルティーには該当しない。

このようなロイヤルティーと混合しがちな役務 提供の特徴としては、役務提供者は特別の知識、 技術および経験を自らの作業・業務ために使用す るが、これらの権利を契約相手(役務提供を受け る側)に譲渡することはない。そして、調査、デザ イン、実験、作図等を行う者の給与および賃金、 サブライセンスフィーなど多額の費用が役務提供 を受ける側に発生するところにある。

#### 外国契約者税

このロイヤルティーのうち、ベトナム法人が日本法人に支払う際に、ベトナムで課税される税金が、外国契約者税である。

外国契約者税とは、外国の個人(ベトナム居住者であるか否かは問わない)、または外国法人(ベトナム国内における恒久的施設の有無は問わない)が、ベトナムで営業し、ベトナム個人または法人などに提供したサービスから発生した収入を課税対象とするものである。日本など他の国で行われている非居住者に対する源泉所得税に似ているが、大きな違いとしては、付加価値税部分と法人所得税部分により構成されている点が挙げられる。この外国契約者税は、恒久的施設(PE)を有しているなどの一定条件を満たしていれば、通常のベトナム法人同様に自己申告となるが、多くの場合サービスを受けたベトナム法人などが源泉徴収し、外国契約者に代わって申告納税をする。

#### ロイヤルティーに関する外国契約者税の留意点

ロイヤルティーに対して課税される外国契約者 税の税率は法人所得税部分のみで 10%であり、 付加価値税部分は課税されない。上記でロイヤ ルティーと混合しがちとした役務提供の場合は、 サービス一般として法人所得税部分5%、付加価 値税5%の合計 10%が課税される。

一見同じ 10%の外国契約者税のため、仮に混同したとしても問題がないように思われるが、法人所得税部分と付加価値税部分とで税率が異なる点に注意が必要となる。

まず、法人所得税部分は他国の源泉所得税 と同様で、ベトナムで納税して、後に説明するよ う負担者である日本法人側で法人税の計算時 に、外国税額控除を適用して、取り戻すことが 可能である。

一方で、付加価値税部分はベトナム法人側で、 売上にかかる付加価値税と相殺することが可能 である。イメージとしては、日本の仮払消費税と同 じような取り扱いとなる。

どちらも控除することができる法人が負担していることが前提となるので、契約書上で付加価値税部分はベトナムの現地法人で負担、法人所得税部分は受領する日本法人で負担ということを明記することが望ましい。

次に、ベトナム法人が、輸出加工企業(Export Processing Enterprise)の場合、付加価値税部分は課税されない。そのため、役務提供の場合は、法人税部分の5%のみが課税されることになる。

MIZUHO みずほ銀行

この輸出加工企業とのロイヤルティー契約で注意が必要となるのは、ロイヤルティー契約と役務提供契約が混同しており、対価の額を明確に分けることができない場合である。その場合、混同している内容のうち、最も高い税率が適用されてしまうので、輸出加工企業であっても、結果的に、対価の合計金額にロイヤルティーとして法人税部分10%が課税されることになる。OECDモデル租税条約コメンタリーなどでは、付随的な部分と主要な部分が混同している場合には、主要な部分に対する課税上の取り扱いを対価の総額に対して適用することが可能ということも記載されているが、ベトナムの外国契約者税については、税率の高いものが優先されてしまう。

#### 日本における留意点

外国契約者税のうち法人税部分は、ロイヤルティーの対価を受ける日本法人側で外国税額控除を適用して、外国契約者税を納付することとなる日(納付確定日)の属する事業年度において、法人税の額から控除限度額'までの額を控除することができる。現在の日本の税法2では、納付書など納付を証する書類を保存することまでが求められており、申告書に添付することは求められていない。そのため、確認を怠り、外国契約者税全額を控除対象としてしまい、実際は役務提供として支払った付加価値税部分も外国税額控除の対象としてしまうというミスも考えられる。その場合、税額控除を適用した付加価値税分追徴され、延滞税等も課税されてしまうので、影響が大きくなる

1 控除限度額=当期の全世界所得に対する法人税額× 当期の国外所得金額/当期の全世界所得 ことも考えられるため、注意が必要である。

また、ベトナム法人側で外国契約者税の納付が漏れていた場合であっても、日本の外国税額控除はあくまで納付確定日の属する事業年度で適用することとされているため、後に税務調査などでベトナム法人が納付した場合には、その納付確定日の属する事業年度に外国税額控除を適用することができる。

一方で、送金規制などの問題により、おおむね 2年以上支払いが行われないと認められる事情 がある場合は、送金が許可されるまで日本法人 側では収益計上を見合わせることができるが、そ れに合わせて、仮に外国契約者税だけ送金前に 支払ったとしても、ロイヤルティーを収益計上する 日の属する事業年度まで外国税額控除も認めら れないので注意が必要となる。

#### 移転価格の問題

ロイヤルティー契約において、支払の都度、納税が必要な外国契約者税に対し、基本的には、 後の税務調査まで問題が顕在化されないのが移 転価格の問題である。

移転価格の問題については、日越両国ともに 力を入れており、年々その重要さが増している。 ロイヤルティーに関する移転価格ついても、税務 調査では指摘されやすい項目であり、支払側は 高すぎる、受取側は低すぎるという板挟みの指摘 を受ける。また、税務調査などで調査官の指摘に 従う場合、将来的に取引内容や契約内容の見直 しがなければ、実際の取引は従前のままで行って いたとしても、税務上はその指摘されたロイヤル ティー率で課税所得を計算することとなる。そのた

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 平成21年度税制改正により平成21年4月1日以後 に開始した事業年度の申告から保存することで適用要 件を満たすこととなる。

め、契約前のロイヤルティー率の算定や、取引後 の移転価格文書作成など、移転価格に向けた対 策も十分留意が必要である。

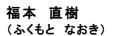
#### まとめ

ロイヤルティーは設立時など比較的早い段階 から契約されている継続的な取引であり、会社に 及ぼす影響も大きい。本稿にて解説したロイヤル ティーにかかる税務リスクである外国契約者税や 移転価格の問題は、優遇税制適用期間や、利益 が出ておらず税務上欠損状態の会社であっても、 税務調査等で指摘を受けることで、多額の追徴 税を支払う可能性をはらんでいる。

これからロイヤルティー契約を締結する場合は、 このような問題を検討した上で契約を締結するこ と、また既に契約済みであっても、特に契約締結 から年月を経ているが見直しをされていない場合 などは、いま一度契約内容をご確認いただくこと をお勧めする。

※次回は第26号に掲載します。







アクタスマネジメントサービス株式会社 アクタス税理士法人 ベトナムデスク 税理士 HGLOCAL CO, LTD. シニアコンサルタント

外資系企業を中心に国内の飲食店や医療法人 に対し、設立支援から移転価格など幅広い税務・ 会計コンサルティングを提供。法人だけでなく、事 業を営む個人、在日外国人への税務申告のサポ 一トおよびコンサルティングも行っている。現在は ベトナムに進出している日系企業に対し、現地に 足を運び業務支援を行っている。



# 【China】解説・中国ビジネス法務 第9回 「消費者権益保護法修正案(草案)」

山口 健次郎 森·濱田松本法律事務所

#### 一 はじめに

中国の全国人民代表大会常務委員会は 2013 年 4月 28 日、1994 年1月1日より施行されている「消 費者権益保護法」(以下「現行法」)の修正案草案 (以下「草案」)を公表しました。今回の修正案草案 は、主に消費者の権益の保護という観点の他、お よそ 20 年近く前に制定された現行法が時代の流れ に対応していないこともあるため、時代に対応する という観点からの修正となっています。草案の重要 なポイントは、以下のとおりです。

#### 二 草案の概要

# 1. ネット通販などの新たな消費方式を規律する規定の追加

本草案によれば、通信販売を行う事業者は、営業住所、連絡方法、アフターサービス等の真実かつ必要な情報を消費者に提供しなければならないと規定されました(草案第8条)。また、通信販売で商品またはサービスを購入した消費者は、商品の性質上、返品できない場合を除き、商品の受領日から7日以内に返品する権利を有し、事業者は、返品された商品の受領日から7日以内に代金を返還しなければならないと規定されました(草案第9条)。

#### 2. 個人情報に対する保護の強化

草案によれば、消費者が商品およびサービスを 購入、使用する場合、氏名権、肖像権、プライバシ 一の権利等の個人情報が保護されなければならな いと規定され(草案第2条)、事業者が消費者の個 人情報を収集、使用する場合、当該消費者の承認 を得る必要があり、秘密保持義務を負うものとされ ました(草案第10条)。

### 3.「修理·交換·返品」(原文は「包修、包換、包退」、 以下「三包」)規定の具体化

現行法では、国の規定または事業者と消費者との約定により事業者の「三包」責任「が定められている場合、事業者は「三包」責任を負わなければならないとされていましたが(現行法第 23 条、第 45 条)、かかる規定または約定がない場合については規定がありませんでした。

この点、草案によれば、かかる場合において、消費者は商品の受領日から7日以内に返品でき、当

<sup>1</sup> なお、「三包責任」とは、日本法上の瑕疵(かし)担保責任に相当し、原則として販売者の責任となるものの、販売者同様、製造者にも三包責任が生じる旨が規定されていることが一般的です。また、販売者と製造者、販売者と供給者、販売者と修理者との間で締結する契約によって「三包責任」を免除することはできないと規定されているのが一般的です。したがって「三包規定」では、製品によって「三包」の期間や減価償却率などに若干の差はあるものの、販売者・修理者・製造者間の責任分担、修理・交換・返品の具体的な手続き等の「三包責任」の基本的な枠組みはほとんど一致しています。

該期間以降でも「契約法」に定める契約解除条件を 満たすものについては返品でき、これを満たさない ものについては交換、修理等を要求することができ ると規定されました(草案第6条)。

なお、三包責任に関しては、1995 年8月 25 日に 施行された部分商品修理交換返品責任規定が、家 電などを中心とする一部製品を対象に、初めて具 体的な規定を定めたものとされています。その後、 オートバイ、農業機械製品、携帯電話、固定電話機、 パソコン、家庭用オーディオ製品、家庭用自動車製 品等の個別の三包責任規定が制定されました。

### 4. 一部の欠陥商品およびサービスに関する紛争 における証明責任の転換

草案によれば、消費者が自動車、コンピューター、 テレビ、冷蔵庫などの耐用商品または装飾内装等 に関するサービスを受けた日から6カ月以内におい て、当該商品またはサービスの瑕疵により紛争が 生じた場合、事業者側が証明責任を負うことになる と規定されました(草案第5条)。

#### 5. 消費者協会の権能の強化

現行法によれば、消費者協会<sup>2</sup>とは、法により成 立し、商品およびサービスに対する社会的監督を

2 中国における消費者対策を考える上で、避けて通れない のが「消費者協会」の存在です。形式的にはこのように社会 団体であって、厳密な意味での政府機関ではありませんが、 実質的には国家工商行政管理局の下部組織として機能し ている面もあり、その実際の影響力は非常に大きいものと なっております。また、消費者協会の権限は広く、消費者向 けの消費関連情報とコンサルティングサービスの提供、行 政部門の商品検査等に参与、消費者の権益に関する問題 について関係機関に報告・紹介・提案、消費者の告発に基 づく調査および調停、告発のあった商品に関する鑑定依頼、 消費者権益の侵害にあった消費者の提起する訴訟の「支 持」、消費者の権益の侵害行為に対するマスメディアを通じ た公開と批評などに及ぶとされています(同法32条)。

行う消費者の適法な権益を保護する社会団体と規 定されております(現行法第31条)。

この点、12 年に改正された民事訴訟法において 公益訴訟制度が新設され、法律が定める機関また は関連組織は、消費者の適法な権益を損なう行為 について訴訟を提起することができると規定されま した(民事訴訟法第55条)。この新設された公益訴 訟制度に対応する形で、本草案は、消費者協会が 人民法院に訴訟を提起できることを明確にしました (草案第19条)。

#### 三 若干の考察

以上より、消費者の権益の保護という観点およ び時代に対応するという観点からの草案が公表さ れました。現時点では、あくまで草案であり、また草 案の意見募集期限である 13 年5月 31 日はすでに 過ぎておりますが、消費者の権益の保護をより強 化する方針に変更はないと思われるため、中国に 進出している日系企業にとっては、消費者権益保 護法の改正に関する動向に注視する必要があるも のと思われます。

※次回は第26号に掲載します。



森•濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

山口 健次郎 森-濱田松本法律事務所 弁護士(東京弁護士会所属)

2001 年早稲田大学政治経済学部卒。2007 年慶応 義塾大学大学院法務研究科修了。2008 年弁護士 登録。2010 年より森・濱田松本法律事務所にアソ シエイトとして参加、現在に至る。



# 「改正職業病診断および検査に 関する管理規則」に関する解説

潘 立冬 敬海法律事務所

#### 1. はじめに

衛生部が発表した「全国の職業病に関する報 告総括」および中国疾病予防対策センターが発 表した「全国職業病発病状況に関する報告」等の 調査報告によると、現在中国で、身体の健康に危 険な事業に従事する企業は、すでに 1,600 万社を 超えている。さらに、職業病の危険に長期にわた ってさらされる人は2億人を超えた。日本の総人 口を超える数の労働者が職業病の危険と隣りあ わせで働いているのである。そして、2012 年年末 までに報告された職業病患者の総計は80.7万人 にのぼる。このように、中国の職業病の発病状況 は極めて厳しく、塵肺、職業性の中毒や潰瘍など、 重要な職業病はいまだ有効に制御できておらず、 衛生部はこれからの10年も中国の職業病発病率 は引き続き上昇する傾向にあると指摘している。

このような厳しい状況を踏まえて、中国衛生部 は13年1月9日に「職業病診断および検査に関す る管理規則」(以下、本規則)を改正し、同年4月 10 日から施行した。本規則は全人代常務委が 11 年 12 月 31 日に「『職業病防治法』の修正に関す る決定」を審議、採択した後、職業病の診断およ び検査をさらに規範的なものとするため、改正前 「職業病診断および検査に関する管理規則」(02)

年5月1日施行。以下、改正前規則)の関連規定 について調整および補完を行った。以下では、本 規則の修正内容を分析し、それを踏まえて具体 的措置を提案することとする。

#### 2. 本規則改正点の解説

#### (1)職業病の定義および分類

中国の「職業病防止法」第二条によると、職業 病とは、企業、事業所、ならびに個人事業の労働 者が仕事中に粉塵、放射性物質とその他有毒ま たは有害な物質に触れる等などの要因により患っ た疾病を指す。衛生部、人保部、安全管理総局 等が共同で制定し公布した「職業病の分類および 目録」によると、職業病は職業性塵肺、職業性皮 膚病、職業性眼病、職業性E.N.T口腔疾病、職 業性化学中毒、物理要因による職業病(熱中症、 凍傷、高山病、航空病等)、職業性放専性疾病、 職業性伝染病(炭疽病、森脳炎、ブリネル菌病 等)、職業性腫瘍、その他の職業病等を含み、10 種類 130 項以上の職業病種に分けられる。

### (2)労働者の職業病診断および検査における 権利

本規則では、職業病の診断等にあたって、労働 者に従前の権利の拡充が図られるとともに多くの

**MIZUHO** みずほ銀行 Jul/Aug 2013 | 29 具体的な権利が認められた。以下、労働者の主な権利について紹介する。

- ① 診断機関を自ら選択する権利。労働者は勤務地、本人の本籍地または居所の職業病診断機関で職業病診断を行うことができる。この点から、本規則は労働者が選択できる職業病診断機関の範囲を拡大していることが分かる。
- ② 知る権利。職業病診断、検査機関は職業病診断、検査に必要な資料および手続きを労働者に対して告知しなければならない。また、労働者に対して診断結果および検査結果を速やかに告知しなければならない。
- ③ 労働仲裁の申立権。職業病の診断、検査において、労働者の職業歴、職業病危害接触歴を確認する際、当事者が労働関係、職種、職場または業務時間に対して異議を有する場合、法に基づき、使用者の所在地にある労働人事争議仲裁委員会に対して仲裁を申し立てることができる。
- ④ 異議を提起する権利。使用者が提供した 勤務場所の職業病危険要因に関する検 査結果等に労働者が異議を有する場合、 職業病診断機関は使用者所在地の安全 監管部門に対して調査および判定を要 請しなければならない。
- ⑤ 検査の専門家を選択する権利。当事者 は自らまたは職業病検査処理機関に委 託し、専門家データから専門の種類別に

ランダムに検査の専門家を抽出すること ができる。

⑥ プライバシー保護権。職業病診断機関および関連鑑定者は労働者を尊重し、関心を払い、思いやりを持って、労働者のプライバシーを保護しなければならない。

# (3)職業病の診断および検査に関する新たな措置

本規則は労働者が職業病の診断および検査を 受けるための環境づくりとして、以下のいくつかの 方面にわたる措置を新たに規定した。

- ① 診断機関の診断義務。本規則第二十二 条によると、労働者は法に基づき、職業 病診断を行うことを要求する場合、職業 病診断機関は診療しなければならず、か つ、労働者に対して当該労働者が所持し ている資料を提出しなければならない旨、 告知しなければならない。改正前規則が 定めていた職業病診断受付手続きは廃 止された。
- ② 診断機関の診断権。診断機関は直接、使用者に対して関連する診断資料を提出するよう要求することができる。使用者は事実に則した資料を提出しなければならない。必要な場合、診断機関は勤務場所で現場検査を行うことができ、法に基づき安全管理部門に対して現場調査を要請することもできる。
- ③ 使用者の挙証責任。本規則は使用者の 挙証責任および期限、法律効果等を規

定した。挙証事項には、勤務場所における職業病の危険要因についての検査結果、職業健康監護ファイル等の資料を含む。

- ④ 安全管理部門の調査および判定権。労働者は使用者から提出された勤務場所における職業病危険要因についての検査結果等の資料に対して異議を有する場合、または使用者の解散、倒産により、もしくは使用者が提出すべき関連資料を有しない場合、職業病診断機関を通して安全管理部門に対して調査を求めることができる。安全管理部門は調査を行い、あわせて調査の結果を出し、または、関連事実を判定しなければならない。
- (5) 職業病診断の結果。本規則の第二十八条によると、たとえ使用者が職業病の危険要因についての検査結果や職業健康監護ファイル等の資料を提出しない、または提供資料が足りない場合でも、職業病診断機関は労働者の臨床状況、補充検査結果および労働者の職業歴を総合考量し、ならびに労働者自らの陳述や、安全監管部門から提出された日常監督検査情報等を参考として、職業病についての診断結果を出すことができる。それでも職業病について診断できない場合は、関連する医学上の意見または助言を述べなければならない。

#### (4)職業病診断および検査に関する異議手続き

上述の職業病診断および検査に関する規定を

実現するための手続きについても、以下のような 改正が施された。

職業病を診断する場合において、労働者の職業歴、職業病についての危険接触歴を確認する上で、当事者間において、労働関係、職種、職務または在職時間についての争いがある場合、使用者所在地の労働人事争議仲裁委員会に仲裁を申立てることができる。仲裁委はそれを受理し、かつ、争いの内容に対して裁決しなければならない。職業病診断機関は効力が発生した裁決、または効力が発生した人民法院の判決を診断根拠としなければならない。

職業病診断の結果または職業病検査の結論 に対して異議を有する場合、当事者は職業病診 断証明書を受領した日から30日以内に職業病診 断機関所在地の市級衛生部門に検査を申請する ことができる。当事者は市級衛生部門の検査の 結論に不服がある場合、検査書を受領した日か ら15日以内に、原検査組織所在地の省級衛生部 門に再検査を申請することができる。本規則は従 前の通り、省・市の二元検査制を採るものとし、省 級の職業病検査の結論を最終的なものとする。

#### 3. 注意事項

使用者は実務上、従業員を雇い入れる際や労働契約期間中において、従業員の職業病に対する検査を見過ごしてしまいがちである。そして、会社再編または従業員離職の際、従業員が職業病検査を要求し、いったん従業員が職業病を患っていることが発見された場合、使用者は通常、自分では手を打てない状態に陥り、従業員に対する補償および医療費用を負担するリスクを負う。そこで、

職業病を予防および制御するために、注意事項と してはたとえば以下のものを挙げることができる が、業種に応じてほかの措置も考えられる。

- (1) 職業病の危険に接触する業務に従事する従業員を募集する場合、潜在する職業病リスクを関連従業員に告知するとともに、従業員の職歴および職業病歴を把握する。必要な場合、省級衛生部門に批准された医療衛生機関で従業員に対して職業健康検査を受けさせるように手配し、職業病を発見した場合、絶対に雇用しない。
- (2) 職業病の危険に接触している在職従業員については、「職業健康監護技術規範」(GBZ188)等の国家職業衛生基準の規定および要求に従い、職業病の危険に接触している従業員の検査項目および検査周期をはっきりと定め、職業病を速やかに発見・治療することで、さらに重大な結果を回避する。それと合わせて、該当する従業員の健康状態の変化が職業病の危険要素と関係を有するか否か、職業病の防護措置は有効であるか否か、当該従業員を当該業務に継続して従事させるべきか否かを評価する。
- (3) 職業病の危険に接触した従業員が離職する場合には、離職する30日前に、従業員の離職時の健康状況を確認するため、当該従業員を省級衛生部門に批准された医療衛生機関において職業健康診断を受けさせる。健康診断の結論は職業健康被害についての医学的証明で

あり、証明力を有する。

- (4) 職業病の危険に接触する業務について、 「職業病防治法」および国家基準、職種 基準、技術規範等の関連規定に従い、 有効な職業衛生防護措置を採り、職業 病の発生を予防する。
- (5) 使用者は「雇用者職業健康監護監督管理規則」および「職業健康監護技術規範」の関連規定に従い、従業員職業健康監護ファイルおよび職業健康監護管理ファイルを作成する。

従業員職業健康監護ファイルの主要な内容としては、従業員の履歴・職歴、既往の病歴、職業病に関連する危険の接触歴、当該勤務地の職業病の危険要素についての検査結果、職業健康診断の結果およびその処理状況、職業病診療等の健康状態に関する資料を含まなければならない。

職業健康監護管理ファイルの主要な内容としては、職業健康監護委託書、職業健康診断結果報告書および評価報告、職業病報告カード、使用者が職業病患者、職業禁忌症者および既に職業関連の健康被害が現れた従業員についての対応・処置記録、使用者が職業健康監護中に提出したその他資料および職業健康診断機関が記録・整理した関連資料、および衛生部門から要求されたその他資料等を含まなければならない。

#### 4. まとめ

ますます厳しさを増す中国の職業病罹患状況を受け、労働者の健康を守る方向で本規則は改正された。このような状況にかんがみると、中国で

企業活動をする上で、従業員の職業病は、経済 的にも法的にも無視できないリスクになっていると いえる。そうしたリスクを最小化するためにも、日 頃の労働環境に関する法令順守、有事の事後対 応での合法で迅速な取り組みが不可欠である。 特に、日常業務についていえば、従業員採用時 においては職業病耐性を考慮に入れた採用が、 従業員との労働契約期間中においては職業病に 罹患しにくい環境作りが望まれる。

※次回は第26号に掲載します。



敬海法律事務所 WANG JING & CO. Law Firm

潘 立冬 パートナー弁護士 ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了(国際法専攻)、1998 年弁護士登録。米国セントルイス・ワシントン大ロースクール修了(保険法、銀行商事法、会社法等を専攻)。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。

MIZUHO みずほ銀行 Jul/Aug 2013 | 33



# アジア経済情報

# アジア概況

# ~景気は拡大基調が続く見通し~

稲垣 博史 みずほ総合研究所

# 2013 年1Q の景気はやや鈍化。ただし、輸出主導 の経済成長が持続するとのシナリオは維持

2013 年1~3月期のアジア経済は、減速したり、あるいはマイナス成長に陥ったりした国が目立った(図表1)。背景には、中国の在庫調整や世界的なパソコン需要の低迷などから、輸出が伸び悩んだことがある(図表2)。こうした景気の停滞を受け、複数の国について、13 年の経済成長率見通しを引き下げた。もっとも、輸出の増加基調が途切れたとは考えておらず、米中向けを中心とする輸出主導の経済成長は続くとみている。

中国の実質 GDP 成長率は、小幅に減速した。総固定資本形成が牽引する形で最終需要は堅調な伸びを維持した模様だが、在庫投資の減少が成長率を押し下げる要因となったとみられる。

NIEsをみると、韓国以外で成長率は低下した。輸出が伸び悩んだほか、台湾とシンガポールの個人消費などで内需の鈍化も見られた。一方韓国は、インフラ関連の投資が拡大したため、景気は加速した。

ASEAN5では、成長率の低下が目立った。特に タイでは、洪水からの復興需要の縮小などを背景 に、成長率は大幅なマイナスとなった。フィリピン経 済は加速したものの、原因は在庫投資拡大であり、 最終需要は減速している。

一方、インドの成長率は小幅に上昇した。12年までの緊縮的な金融政策などを背景に、総固定資本形成と個人消費は減速したものの、輸出が前期の ▲3.5%から▲0.6%へと持ち直した。

図表1 実質 GDP 成長率

						(前期比	年率%)
	20	11		20	12		2013
	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
韓国	3.3	1.5	3.3	1.2	0.2	1.1	3.4
台湾	▲ 0.5	▲ 4.6	5.7	▲ 0.0	3.0	7.1	▲ 2.7
香港	0.9	2.1	1.0	▲ 0.4	4.3	5.7	0.9
シンガポール	3.4	▲ 2.3	7.8	0.1	<b>▲</b> 4.6	3.3	1.8
タイ	11.0	▲ 37.4	51.0	12.6	7.1	11.7	▲ 8.4
フィリピン	2.5	7.6	9.1	6.0	6.9	8.0	8.9
オーストラリア	4.6	2.7	5.1	2.2	3.1	2.3	2.2
						(前	年比%)
中国	9.2	8.9	8.1	7.6	7.4	7.9	7.7
インドネシア	6.5	6.5	6.3	6.4	6.2	6.1	6.0

5.1

5.6

5.3

6.5

4.1

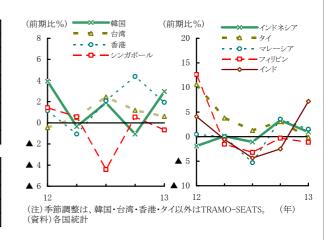
4.9

4.8

5.3

5.7

#### 図表2 財貨・サービスの輸出(SNA)



**MIZUHO** 

みずほ銀行

#### 3月以降4カ国が利下げ

3月以降の金融政策を振り返ると、インド(3・5月計 0.5%PT)、ベトナム(3・5月計 2.0%PT)、韓国(5月 0.25%PT)、タイ(5月 0.25%PT)の4カ国が利下げを実施した(図表3)。

このうちインドとベトナムでは、インフレ 抑制のために採用された緊縮的な金融政策を背景に景気低迷が長引いている。このため両国の中央銀行は、物価等の動向を睨みつつ、慎重に金融緩和を進めているところである。

タイについては、1%を下回る低失業率から、従来はインフレ懸念が拭えない状況であった。しかし、1~3月期の実質 GDP 成長率が大幅マイナスに陥ったことから、利下げによる景気下支えが必要との判断に至ったと思われる。

韓国では、足下の景気は必ずしも悪化していない。利下げは、中国など海外経済の回復力が大方の想定よりも弱いことや、円安の進行などから、景気の先行きに不透明感が出てきたことを受けた措置とみられる。

### 今後の金融政策は、タイで利下げ方向。インドネシ アは近く利上げへ

今後の金融政策を展望すると、まずタイでは、雇 用環境次第では追加利下げが実施される可能性 がある。景気浮揚を目指すインドとベトナムも、引き 続き利下げを模索するとみられる。ただし、後述す る通り経常赤字が大きいため、インドの利下げ余地 は限定的だろう。ベトナムも通貨下落圧力に直面し

図表3	政策金利
	## 312 AC 312 A''

(単位:%)

( =						
	2013/2	2013/3	2013/4	2013/5		
中国	6.00	6.00	6.00	6.00		
韓国	2.75	2.75	2.75	2.50		
台湾	1.88	1.88	1.88	1.88		
インドネシア	5.75	5.75	5.75	5.75		
タイ	2.75	2.75	2.75	2.50		
マレーシア	3.00	3.00	3.00	3.00		
フィリピン	3.50	3.50	3.50	3.50		
ベトナム	9.00	8.00	8.00	7.00		
インド	7.75	7.50	7.50	7.25		
(参考)オーストラリア	3.00	3.00	3.00	2.75		

(資料)各国統計

ており、これまでのような急激な利下げは難しいと みている。韓国については、景気回復の基調が続いているため、外部環境の大幅な悪化がない限り 当面追加利下げは行なわないとみられる。

一方、消費者物価指数上昇率が、中央銀行の目標を超える月が出始めているインドネシアでは、利上げが近いとみている。またマレーシアでも、徐々にインフレ懸念が強まっている。マレーシアでは、当面利上げは行なわれないとみているが、今後の物価動向を注視する必要があろう。

#### 13 年2Q 以降の景気は輸出主導で堅調推移

13年を展望すると、米国経済の回復が続くことに加え、中国でも+7%台の経済成長が見込まれることから、輸出は拡大基調となろう。中国、マレーシアをはじめ、多くの国において公共投資の拡大も見込まれる。こうした輸出と投資の増加により、雇用・所得環境が緩やかに改善するため、個人消費も増加基調が続く見通しである。

このように、景気は実態として堅調に拡大する見

通しであるものの、個別国の事情から、実質 GDP 成長率が 12 年対比で低下する国は少なくない。韓国では、ゲタの縮小が成長率低下要因となる見込みである。タイでは、大洪水からの復興需要の一巡と自動車間接税還付の終了が、成長率を押し下げる要因となるだろう。マレーシアでは 13 年の総選挙を前に拡大していた消費刺激策が縮小されるため、成長率は減速する見通しである。

#### 14年の景気は欧米経済の持ち直しで加速

14 年の成長率は、多くの国で加速するであろう。輸出は、米国経済の成長率が上向くことに加え、欧州経済の持ち直しも予想されることから、増加基調が強まるだろう。輸出増加を受け、NIEs と ASEAN5を中心に、内需の拡大基調もいっそう鮮明となる見通しである。インドでは13年前半までの金融緩和の効果が本格化することも、景気加速の要因となろう。

ただしインドネシアについては、エネルギーなど の生産能力増強が遅れていることから、輸出不振

図表4 アジア経済見通し総括表

(単位·%)

						(+	11 : %)
		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(予測)	(予測)
	アジア	6. 0	9. 5	7. 5	6. 2	6. 1	6. 3
	中国	9. 2	10.4	9. 3	7. 8	7.8	7. 7
	NIEs	▲ 0.7	8. 4	4. 1	1. 7	2. 1	3. 4
	韓国	0. 3	6. 3	3. 7	2. 0	1. 9	3. 3
	台湾	<b>▲</b> 1.8	10.8	4. 1	1. 3	2. 5	3. 5
	香港	<b>▲</b> 2.5	6.8	4. 9	1. 5	2. 6	3. 2
	シンガポール	▲ 0.8	14. 8	5. 2	1. 3	1. 5	3. 6
	ASEAN5	1. 6	7. 0	4. 4	6. 1	5. 1	5. 1
	インドネシア	4. 6	6. 2	6. 5	6. 2	5. 8	5. 5
	タイ	<b>▲</b> 2.3	7.8	0. 1	6. 5	3. 0	4. 0
	マレーシア	<b>▲</b> 1.5	7.4	5. 1	5. 6	4. 7	4. 6
	フィリピン	1.1	7. 6	3. 6	6.8	6.3	5.8
I	ベトナム	5. 3	6.8	6.0	5. 0	5. 6	5. 8
	インド	6. 5	9. 7	7. 5	5. 1	5. 0	5. 3
Ī	オーストラリア	1. 5	2. 6	2. 4	3. 6	2. 6	3. 0

<sup>(</sup>注)1. 実質GDP成長率(前年比)。

(資料)各国統計、みずほ総合研究所

が長引く見通しで、景気は減速するであろう。

#### 13・14年の景気は堅調に拡大する見通し

以上の点を踏まえ、13年の実質 GDP 成長率は、中国が+7.8%、NIEs が+2.1%、ASEAN5が+5.1%、インドが+5.0%、14年は、中国が+7.7%、NIEs が+3.4%、ASEAN5が+5.1%、インドが+5.3%と予測した(図表4)。

# インド、インドネシアなどの経常収支悪化が懸念材 料

経常収支を見ると、12 年 10~12 月期のインドでは、GDP 比▲6.7%と大幅な赤字となった(次頁図表5)。アジア通貨危機前年の 1996 年における経常収支が、マレーシアで▲4.4%、韓国で▲4.0%であったことと比べても、インドが置かれた状況はかなり深刻と言える。またインドネシアでも 12 年の経常収支は大きく悪化、13 年1~3月期も GDP 比▲2.4%となっている。

両国とも、経常収支改善のためには、燃料補助金の大幅な削減や、輸出産業の育成など大胆な構造改革が必要だが、実現は容易ではない。当面、経常収支の動向には細心の注意を払う必要がある。

### QE3縮小後の資金フローの変化 に要注意

インド、インドネシアとも、直接投資だけでは経常赤字をファイナンスできず、短期融資などを含むその他投資や、証券投資に依存している。そうした中、米国で金融の量

<sup>2.</sup> 平均値はIMFによる2011年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

的緩和第3弾(いわゆる QE3)の縮小が現実味を 帯びており、その結果リスクマネーの供給鈍化が見 込まれる。QE3縮小のペースが想定外に速まれば、 両国の金融政策は緊縮的な運営を余儀なくされ、 景気が下押しされるリスクがあろう。

#### パソコン需要の大幅縮小が新たなリスク要因に

スマートフォンやタブレット PC に市場を侵食され、パソコンの販売不振が大方の予想を超えるペースで進行している。IDC は5月28日、13年の世界パソコン出荷台数予測を▲1.3%から▲7.8%に引き下げた。パソコンの売れ行きがさらに鈍化すれば、同部品の主要な生産国である台湾、タイ、マレーシア、フィリピンなどへの景気下押し圧力が強まろう。

図表5	经党业	寸

(単位:GDP比%)

					(単位:(	JDP��%)
	2011	2012			2013	
	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
中国	2.0	1.4	2.9	3.6	1.6	2.9
韓国	4.0	1.0	4.0	5.1	4.9	3.5
台湾	10.4	9.6	9.6	10.0	12.6	9.3
香港	3.5	0.1	<b>▲</b> 2.4	5.0	2.1	N.A.
シンガポール	23.7	20.8	19.3	19.9	14.5	15.6
インドネシア	<b>▲</b> 1.1	<b>▲</b> 1.4	▲ 3.6	<b>▲</b> 2.4	▲ 3.5	▲ 2.4
タイ	0.6	1.6	▲ 2.6	3.1	1.0	1.3
マレーシア	10.3	7.4	3.4	4.1	9.4	3.7
フィリピン	3.6	0.7	3.7	3.7	3.1	N.A.
ベトナム	0.2	11.4	5.2	5.1	N.A.	N.A.
インド	<b>▲</b> 4.4	<b>▲</b> 4.4	▲ 3.8	<b>▲</b> 5.4	<b>▲</b> 6.7	N.A.
(参考)オーストラリア	<b>▲</b> 2.3	▲ 3.8	<b>▲</b> 3.0	<b>▲</b> 4.0	▲ 3.9	▲ 2.2

(資料)各国統計、IMF

#### Back Issues

#### 2012年10月発行第16号

- ・注目集めるフィリピン ~労働集約型産業の最後の砦と なるか~
- ・アジアの景気動向への意識を高める日本企業(3) ~アジアビジネスに関するアンケート調査より~
- ・India: インドの税制[40] 移転価格税制事前確認制度 (APA 制度)の導入
- ・Vietnam: ベトナムにおける法人税の税務調整項目~ 日本との対比における留意点~
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[5] 労働契約法の改 正草案
- ・China:「発明特許出願優先審査管理弁法」の解説
- ・アジア経済情報:アジア概況

#### 2012年11月発行第17号

- ・日系企業にとっての香港上場(前編)
- ・華南地域における飲食店展開の留意点
- ・India: インドビジネス最新情報[2] インド外国直接投資 (FDI)規制の変遷(前編)
- ・Vietnam: 外国契約者税の解説(後編)
- China: 中国ビジネス法律講座[38] 中国における「PL」 法と「三包」責任
- ・国際税務講座[23] 日本企業の海外進出と日本での課
- ・アジア各国・地域主要経済指標 ~為替レート編~

#### 2012年12月発行第18号

- ・≪みずほカオルーンセミナー・リポート≫中国経済の動 向と今後の事業戦略
  - 安定成長を図る中国経済
  - 中国事業戦略について
- ・日系企業にとっての香港上場(後編)
- ・India: インドの税制[41] インドの主要な間接税スキー 厶(1)
- ・Vietnam: ベトナム改正労働法の概要
- China: 解説・中国ビジネス法務[6] 外商投資企業にか かる持分出資に関する商務部の暫定規定
- ・China:「単一用途商業プリペイドカード業務管理弁法 (試行)」の解説
- ・アジア各国・地域主要経済指標 ~金利編~

#### 2013年1/2月発行第19号

- ・2013 年香港賃金動向
- ・住宅市場は引き続き過熱か ~ 2013 年香港施政報告 より
- ・India: インドビジネス最新情報[3] インド外国直接投資 (FDI)規制の変遷(後編)
- ・Vietnam: 法人所得税関連通達の解説(前編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[39] 住宅積立金の納付 および執行の現状
- ・Hong Kong:国際税務講座[24] 香港における統括会社 創設による統括会社優遇税制の活用
- ・アジア経済情報:アジア概況

#### 2013年3月発行第20号

- ・中国の橋頭堡戦略と雲南省の魅力(1)
- ・10 年を迎える CEPA の現状
- ・India: インドの税制[42] インドの主要な間接税スキー 厶(2)
- · Vietnam: ベトナム現地法人における監査役制度の有 効活用(前編)
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[7] 家庭用自動車製 品の修理、交換、返品責任規定
- ・China: 改正「宅配市場管理弁法」の解説

#### 2013年4月発行 第21号

- ・香港 10 大インフラプロジェクトの現状
- ・中国の橋頭堡戦略と雲南省の魅力(2)
- ・India: インドビジネス最新情報[4] インドでの合弁会社 の事業運営における留意点~合弁企業を成功させるた めの仕組みづくり~
- ・Vietnam: 法人所得税関連通達の解説(後編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[40]「広東省労働保障 監察条例」の影響
- ・Hong Kong:国際税務講座[25] 事業承継税制の見直し ~平成 25 年度税制改正大綱より~
- ・アジア経済情報:アジア概況

#### 2013年5月発行第22号

- ・台湾における人民元決済の解禁と展望
- ・【華南3大プロジェクト・シリーズ②】マカオとの連携探 る珠海・横琴新区の現状
- ・India: インドの税制[43] 2013 年度インド税制改正の 概要
- ・Vietnam: ベトナム現地法人における監査役制度の有 効活用(後編)
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[8]「国務院による機 構設置に関する通知」および「国務院機構改革及び職 権転換方案の任務実施の分担に関する通知」
- ・China:「広東省模倣劣悪品生産・販売違法行為取締条 例」(2012年改正)の解説
- ・アジア経済情報: インドネシア

#### 2013年6月発行第23号

- ・トレードファイナンスの活用~リスクヘッジから財務改善 まで~
- ・【華南3大プロジェクト・シリーズ③】国家級新区となった 広州・南沙新区の現状と展望
- ・India インドビジネス最新情報[5]インドにおける非公開 会社の資金調達の実務~強制転換社債を中心に~
- ・Vietnam: 法人所得税(法人税)の優遇
- ・China: 中国ビジネス法律講座[41]中国における知的財 産権司法保護の強化~裁判所が公布した案件より~
- ・Hong Kong: 国際税務講座[26]国外財産調書制度の取 り扱い通達の公表
- ・アジア経済情報: インド

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もし くは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

#### 免責事項

#### 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではございません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

#### 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とする ものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、そ の内容の第三者への開示は禁止されています。

#### 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、賃与等を行うことを禁止します。

#### 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

みずほ銀行 香港営業第一部 中国アセアン・リサーチアドバイザリー課 TEL (852) 2102-5486

#### 直投支援部

TEL (03) 5222-5077

産業調査部アジア室(在シンガポール) TEL(65)6416-0344



#### 【弊行名称変更のお知らせ】

みずほ銀行とみずほコーポレート銀行は 7 月1日に合併し、商号を「株式会社みずほ銀行」といたしました。 これに伴い、弊課の名称もみずほ銀行香港営業第一部 中国アセアン・リサーチアドバイザリー課となりました ので、ここにお知らせ申し上げます。

**MIZUHO** みずほ銀行 Jul/Aug 2013 | 39